

令和5年12月第138回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和5年12月4日（月）
 ○開会年月日 令和5年12月4日（月）
 ○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（13名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君		

○欠 席 議 員（1名）

15 番 寺 岡 保 君

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第16号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

- ____番____ ・ ____番____
- 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
自 令和5年12月4日
会期 11日間
至 令和5年12月14日
- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
- 日程第 5 令和5年度財務監査の結果に関する報告
- 日程第 6 議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について
- 日程第12 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第13 議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第14 議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第90号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第92号 内子町教育委員会委員の任命について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午前10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今、出席議員13名であります。欠席届が寺岡保議員から提出されております。

ただ今から、令和5年12月第138回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長及び総務課長及び各課長、班長等の19名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、城戸司議員、2番、塩川まゆみ議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。本定例会の会期は去る11月27日に開催の議会運営委員会において協議され、本日から14日までの11日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から12月14日までの11日に決定いたしました。

なお、本日の議事日程はお手元に配布しております「議事日程（第16号）」のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（久保美博君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布している通りであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（久保美博君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、第138回令和5年12月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。本定例会に町長として提出いたします案件は、条例の一部改正4件、条例の廃止1件、規約の変更1件、財産の処分1件、補正予算6件、人事案件1件の合計14件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

さて、政府は11月2日に「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定しました。この経済対策は、日本経済を熱量溢れる新しい経済ステージへと移行させるためのスタートダッシュを図るためのものとして位置付けられ、経済再生に向け「物価高から国民生活を守る」、「地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する」、「成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する」、「人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する」、「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する」の5本の柱で構成されています。政府は11月20日、この経済対策を裏付けるための補正予算案1兆1,992億円を臨時国会に提出し、11月29日に成立したところでございます。特に、第1の柱「物価高から国民生活を守る」につきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税・個人住民税の減税を行うこと、また、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の創設により、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために支援を届けるとしており、予算措置だけではなく、税制改革を含めた経済対策となっております。この「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」は、所得税と住民税が非課税の低所得世帯に対する7万円の給付金を支給するための「低所得世帯支援枠」と、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施するための「推奨事業メニュー」があり、「低所得世帯支援枠」に1兆592億円が、「推奨事業メニュー」に5,000億円が計上されています。経済対策に盛り込まれた施策を一刻も早く町民の皆様にお届けすることができるよう、町としても準備を進めなければならないと考えています。

それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、1つ目として「第3期内子町総合計画」の策定状況について、2つ目として「第46回全国町並みゼミ小樽大会」について、3つ目が「ねんりんピック愛顔のえひめ2023軟式野球交流大会」について、4つ目がローテンブルク市訪問団の受け入れについて、5つ目が南海放送株式会社との地域情報発信に関する協定締結について、6つ目が日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定締結についてでございます。

初めに、平成27年3月に策定しました「第2期内子町総合計画」が令和6年度末で満了となるため、現在、第3期内子町総合計画の策定に向けて取り組んでおりますので、その経過についてご報告いたします。総合計画につきましては、役場職員が9つの分野に分かれて

ワーキングチームを構成し、SWOT分析やキーパーソンヒアリング、先進地視察等を行いながら基本計画を策定します。そのワーキングチームの全体会を9月6日に開催し、計画策定に向けたスケジュール等を確認するとともに、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンより納堂由美子氏をお招きしてSDGsの学習会を行い、SDGsの基本原則や計画策定に向けてSDGsを取り入れるポイントなどを教わりました。また、10月4日には町内中学校の代表生徒20名による「内子町まちづくり中学生会議」を開催し、人口減少問題等について考えるワークショップを行いました。会議では、中学生が個人で考える「思考」とグループの中での「話し合い」を繰り返しながら、それぞれの意見をブラッシュアップし、最後に班ごとの提案を発表していただきました。参加した中学生からは、「歴史ある建物、伝統的なお祭り、豊かな自然を残す」、「子どもを預けられる場所があると働きながら子育てがしやすくなる」、「内子らしさをSNSで発信する」など、終始、活発な意見が飛び交う有意義な会議となりました。加えて、10月6日には分野別ワーキングチームの職員を対象とした2回目のSDGs学習会を開催しました。愛媛大学SDGs推進室の小林修副室長をお迎えし、SDGsをヒントに逆転の発想で町の課題を可能性に転換することができないかなど、グループワークを通じて学ぶことができました。少しずつではありますが、ワーキングチーム職員のSDGsに対する理解が深まってきていると考えているところです。さらに、11月30日には基本構想策定に向け、農林商工業のキーパーソンや子育て世帯の方々によるワークショップを行い、現状における課題やその解決方法について関係する皆さまが考えられている意見をお聞きすることができました。他にも町民アンケートや中学生全員アンケートを行うなど、広く町民の声をお聞きしながら、今後、第3期総合計画を策定していく予定としています。

次に、「第46回全国町並みゼミ小樽大会」についてご報告いたします。10月13日から15日にかけて、北海道小樽市において「第46回全国町並みゼミ小樽大会」が開催され、私も市長サミットのパネリストとしてお招きいただきました。全国町並みゼミは、全国町並み保存連盟の主催で毎年開催されており、小樽市では3度目の開催となります。国内のみならず、台湾からも多くの方が参加されており、約350名の参加者が町並み保存について学び、交流いたしました。最終日には、函館市長、小樽市長とともに「市長サミット・町並み保存とまちづくり」に登壇させていただき、内子町の紹介や町並み保存の歩みについて紹介をさせていただきました。3日間ではありましたが、小樽市の皆様をはじめ各地から集った参加者の方々の町並み保存への熱い想いを強く感じた大会となりました。今後も各地の頑張りに刺激を受けながら、町民の皆様とともに町並み保存に取り組んでいきたいと考えています。

次に、10月29日から31日までの3日間、内子運動公園野球場において、「ねんりんピック愛顔のえひめ2023軟式野球交流大会」を実施しましたのでご報告いたします。大会期間中は晴天に恵まれ、選手、運営スタッフ、ボランティアなど延べ1,016名の参加がありました。大会は、静岡県や佐賀県など県外5チーム、県内1チームによるトーナメン

ト、交流戦を含め全7試合が行われ、徳島県のチームが優勝、静岡県チームが準優勝という結果となりました。思い出に残る試合にさせていただくため、小中学校や高校でソフトボールや野球をしている児童・生徒に応援グッズを配布しチーム応援を実施したところ、参加した選手団の皆様から多くの喜びの声をお聞きすることができました。また、試合後に60歳以上の選手団と応援した児童生徒が声を交わしている光景を拝見し、世代を超えた交流があったことも大きな成果ではないかと感じています。他にも、もち麦うどん、サンドイッチ、じゃばらドリンクなどでおもてなしを行い、観光ミニツアーの実施や体験ブース、健康づくり教室を開くなど、内子らしい歓迎ムード溢れる大会とすることができました。大会の運営に携わっていただきました愛媛県軟式野球連盟の皆様をはじめ、全ての関係者の皆様へ感謝を申し上げたいと思います。

次に、ローテンブルク市訪問団の受け入れについてご報告いたします。11月1日から4日にかけて、初めて内子町を訪れるマルクス・ナザー市長を団長に「ローテンブルク市訪問団」3名が内子町を訪問されました。初日の「歓迎交流会」では、議員の皆様をはじめ、町民約60名が内子町共生館に集い、これまでの同市との交流の歴史を振り返りながら友好を深めることができました。その他、八日市・護国地区の町並み散策や天神産紙についての紙漉き体験、紅葉が見頃の小田深山散策など、内子町を肌で感じていただくことができました。ナザー市長からは、「内子町民の皆様の盛大なおもてなしに感謝したい」、「内子町は魅力いっぱい、美しい」、「ぜひ、ローテンブルク市にお越しください」とのありがたいお言葉をいただき、笑顔で内子町を後にされました。令和8年度には、「姉妹都市盟約締結15周年」、「友好都市盟約締結25周年」の節目の年が訪れます。記念行事なども順次計画したいと考えておりますが、まずは町民の皆様のご理解をいただきながら、青少年海外派遣事業などを再開し、更なる交流の深化に努めてまいりたいと考えております。

次に、南海放送株式会社との地域情報発信に関する協定締結についてご報告いたします。この協定は、お互いが保有する情報資源等を有効に活用しながら、連携・協力することで町の発展と活性化に資するとともに、南海放送ラジオ、エフナンの聴取拡大を図ることを目的に締結いたしました。この協定締結により、ラジオを通して町の観光情報やイベント情報等を今まで以上に広く県民に向けて周知することが可能になりました。さっそく10月27日には「エフナンまるごと内子DAY」として、ラジオ番組の中で、道の駅、特産品、イベントや小田深山の紅葉情報等を取り上げていただき、町の魅力を広く発信することができました。また、「エフナン内子町応援サポーター」に株式会社楽農研究所代表取締役の菊地義一様が委嘱されましたので、菊様がプレゼンターを務められているラジオ番組内においても、今後、町の魅力を発信していただけるものと期待をしているところであります。

最後に、日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定締結についてご報告いたします。内子町と町内郵便局とは、これまでも協力関係を築いてきており、平成11年以降、防災、地域の子どもの安全確保などの分野において個別の協定を締結させていただいているところですが、これまで進めてきた連携協力の関係を発展させ、新たな分野における連携を推進

するため、包括連携に関する協定を締結しました。この協定締結により、地域経済活性化や未来を担う子どもの育成に関すること、また観光等情報発信のPRに関することなどの分野が加わりましたので、さらなる町民の安心・安全な暮らしに向けた環境の整備や地域活力の向上に繋げていくことができるものと考えております。今回の協定を契機に、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して幅広い分野において連携を図り、町民サービスの向上や地域課題の解決など、双方がよい関係を保ちながら連携・協力していきたいと考えているところです。

以上、6件の事柄についてご報告申し上げました。今後も、活力ある内子町を創造するため町民の皆様と共に協働して参りますので、各種事業の取り組みについて、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

これから、議事日程にしたがって提出議案の審議に入ります。

日程第 5 令和5年度財務監査の結果に関する報告

○議長（久保美博君） 「日程第5 令和5年度財務監査の結果に関する報告」を受けることにします。赤穂英一代表監査委員ご登壇願います。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（久保美博君） 赤穂代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。議案番号3番の「令和5年度財務監査結果報告」の2ページの4. 監査結果をご覧ください。

「地方自治法第199条第4項」に基づく令和5年度の財務監査は、代表監査委員の私、赤穂と菊地監査委員及び監査委員事務局により、前期における各部署での事業等について「内子町監査基準」に基づき提出された調書等を中心に、関係職員からの聴取と令和4年度決算審査及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて抽出により実施しました。その結果、一般会計・特別会計及び公営企業会計の各種事業等は現時点では特に大きな問題もなく進捗しており、執行内容もおおむね適正に処理されているものと認められました。全体的には評価できることも数多く見受けられましたが、今後、検討あるいは留意願いたい事項も見受けられましたので、次のとおり10の項目についてご報告申し上げます

まず、(1) 令和4年度決算審査及び例月現金出納検査における指導事項等への対応状況について主なものを4点申し上げます。

まず事務処理についてですが、これまでに指摘等した不適切事例等については、本来の事務処理手順の遵守と管理者の事務管理を一層徹底することとして再発防止策に取り組んでおり、問題なく事務遂行されています。3ページ、不適切な事務処理が発生するとその処理

に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政への信頼を損なうことに繋がります。一層適正な事務処理の確保を図るため、これまでの各種監査・検査・審査において指導してきた内部統制について令和5年度から導入されており評価できます。スタートしたばかりであり、評価リスクは今後も必要な修正を加え、より効果的なものとなるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に時間外勤務手当等についてですが、今回の財務監査においては、一部の部署の一部の職員に見受けられていた時間外勤務の慢性化及び複数の部署の一部の職員に見受けられていた有給休暇がほとんど取得できない事象は改善傾向となっています。これは、改善に向けて担当者相互の事務支援、事務分担の見直し、必要な職員の配置など各種取り組みを行ってきた成果であり一定の評価はできます。ただし、有給休暇については一部の部署で職員間の取得日数に大きな差がまだ見受けられるため、有給休暇取得計画表の活用を徹底するほか、休みにくい要因を解明し、その解消に一層努めていただきたいと思います。

また、体調を崩し、病気休暇取得や病気休職となっている職員も確認されました。専門家と連携して職場復帰に向けて取り組むとともに、原因解明を行い、同様の事象の未然防止に努めていただきたいと思います。本年8月から各種疾病等に対する相談対応等ができるよう新たに保健師を採用し効果的に機能しており、この点は評価できます。職員は組織の財産であり、健康管理は各人の自己管理が重要であることは言うまでもありませんが、管理者の重要な責務の一つでもあります。引き続き、内子町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則などの遵守に努めていただきたいと思います。加えて、時間外勤務については令和3年8月1日から新たに他律的業務の指定に関する取扱いを開始していますが、運用範囲が甘くなることのないよう厳正・的確に対応願います。

次に公用車の管理についてですが、今回の財務監査においても職員等の不注意による公用車の損傷案件は確認されました。いずれの事案も注意しておれば防ぐことができたもので、公用車の前方・後方の注視不足が原因でした。新たな取り組みとして、理事者自ら当事者やその上司に直接注意喚起を行い、職員全体への意識改革を促し、現状、不注意による事故件数は大幅に減少しています。この点は評価できますが、引き続き結果に繋がる注意喚起や再発防止策に取り組んでいただきたいと思います。

次に電算・システム関連の委託費用についてですが、電算・システム関連の委託費用については、当初の入札によるシステム導入時以降、ほとんどの場合、落札業者との随意契約となっています。重要なのは、常にサービスの対価であることを念頭に置き、必要性和契約金額の妥当性を検討することであり、決裁文書にしっかりと記録願います。令和3年9月1日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年度中までに20業務に関わる基幹系情報システムを国が示す標準準拠システムに移行する必要があり、各業務担当の負担など現場への影響を考慮しながら、現在、価格を抑える交渉を行っておられます。

大きい2項目の工事請負・業務委託の入札契約・随意契約についてですが、前期において

も多く業務が外注で執行されており、これは民間の活性化や事務の効率化に繋がり評価できることです。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み「最少の経費で最大の効果をあげる」という地方自治法の本質と趣旨がいかにかきされているかです。今回の財務監査においても、全体的には競争性・透明性・経済性を踏まえた競争入札、見積り合わせが行われており適正に予算執行がされていました。近年、県内の他の自治体において、入札に関連した不正事件が多発しています。決して対岸の火事と捉えず、法令や事務処理手順等を遵守するとともに、管理者による一層厳正な事務管理を徹底願います。今回の財務監査においてはプロポーザル形式の企画競争入札が確認されましたが、法令等に基づき審査は適正になされていました。また、低入札事案も確認されましたが、同様に必要な調査会を開催し、適正に執行されていました。加えて、指名競争入札事案も多く確認され適正に指名決定されていましたが、引き続き指名決定条件等をしっかりと決裁文書に記録願います。多様化している入札・契約制度それぞれのメリット・デメリットを念頭に、事業に見合った最良の方法を検討され適正な契約執行に努めていただきたいと思います。

5 ページの随意契約については記載のとおりです。

3 項目の新型コロナウイルス感染症対策等についてですが、新型コロナウイルス感染症対策、価格高騰支援、非課税世帯支援等に関連する広報・周知、感染防止対策、経済対策、各種手続きのサポート、補助、助成、減免、納税猶予等、多岐にわたり各種事務が集中する中において、おおむね適正・迅速な対応がされていました。ただし、子育て世帯への生活支援特別給付金は新たに対象となる世帯について、財務監査日現在、内子町ホームページでの周知に留まっていますが、ホームページを閲覧しない対象世帯が申請漏れとならないよう対策を検討願います。今後も引き続き事業の効果検証を行うとともに、必要な情報収集を行い、実態把握に努め、効果に繋がる的確な対応を願います。先程の町長あいさつにもありましたが、11月29日成立の国の補正予算に伴う事務の準備等、しっかりと対応をよろしく願いいたします。

4 項目の施設・設備の管理についてですが、内容については記載のとおりですので説明を省略します。

6 ページの9行目からになります。昭和21年12月21日に発生した南海地震からすでに約77年が、大正12年9月1日に発生した関東大震災からすでに100年が経過しており、南海トラフ巨大地震等の発生が予想されています。予算の関係もあることから、一気に改修・建替えは困難であるため、引き続き総合管理計画に基づき計画的に取り組んでいただきたいと思います。加えて、利用状況が低調な施設については、関係部署一丸となり施設の有効活用に向けて一層努力願います。引き続き、施設・設備の利用維持・向上、身体障がい者、高齢者、児童等への配慮などに鋭意取り組んでいただきたいと思います。

5 項目の滞納についてですが、最初の6行については記載のとおりです。7行目ですが、厳しい経済・地域情勢を考えると徴収事務は、ますます苦勞を伴う業務となりますが、自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼に繋がるものです。引き続き、職員の不作為による安

易な不納欠損処理とならないよう、法令に基づき厳正に対処をお願いします。加えて、滞納者本人はもとより、必要に応じ連帯保証人へも接触するなど厳正に対応をお願いします。また、幅広く徴収の知識と手法を熟知している税務課主導の内子町債権管理対策会議による関係部署との緊密な連携・情報の共有・対応策の協議は効果的です。7ページ、現状の年2回程度の協議では効果が薄いため、協議頻度を上げ実効性の向上に努めていただきたいと思います。引き続き、ウィズコロナの対策として納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税の更なる向上策に取り組んでいただきたいと思います。

6項目の情報化・ICT化についてですが、3行については記載のとおりです。4行目、本年度も情報セキュリティの体験型訓練として疑似的な標的型メールを無予告で全職員に送付してその対応を確認し注意喚起を徹底したり、研修内容に近年の情報セキュリティ脅威などへの対策を織り込んだり、担当部署による実地監査は有効であり、現状・実態把握に極めて効果的な無予告監査を実施するなど、工夫を加えた効果的な取り組みがされることとなっており高く評価できます。加えて、用務等の関係で研修に参加できなかった職員へは研修資料を確実に配付するとともに、自己研修時間も確保するよう徹底されています。なお、保存期間を満了して不要となった情報資産の廃棄については法令に基づき、紙の廃棄のみならず、データの廃棄も確実に行っていただきたいと思います。引き続き、厳正な実施に取り組む、決して自主監査や点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。

7項目の助成行政についてですが、最初の4行については記載のとおりです。5行目、複数の部署において各種助成を行っており、それぞれ条例、要綱、規則に基づき、公正円滑に運用されています。引き続き、制度の目的に照らし、検証して必要な場合は見直しを行うなど公正円滑な運用に努めていただきたいと思います。

8項目の補助及び交付金の支出についてですが、各種団体の活動を支援奨励することは、地域の活力や人材育成、町行政の円滑な推進のためにも重要なことです。今回の監査においては、実態や活動実績を的確に反映して補助金の見直しに取り組んでいる事例も多く見受けられました。これは評価できるものです。ついては、各団体等の補助額の審査や査定が前年踏襲で形式的となり、団体の実態、思い、悩みなど、大切なことが見落とされていないか留意しながら、今後も各種団体の指導と育成に努めていただきたいと思います。

9項目の基金についてですが、内子町では現在29の基金が設けられています。今回の財務監査では、29すべての基金について各担当部署から根拠法令・条例・設置目的・活用の検討機関・活用の検討方針・今後の活用の検討状況等を整理してもらい、確認を行いました。各担当部署においても再確認・再認識ができ、今後に繋がるものと思われます。基金は、地方自治法第241条第1項にあるように、特定の目的のために財産を維持し資金を積み立て、または定額の資金を運用するため積み立てられていますが、いずれも法令・条例等に基づいて適正に管理等されていました。引き続き、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設定の目的に則して適正な管理・運用に努めていただきたいと思います。

10項目の公営企業についてですが、まず水道事業について。近年、有収率の低下が懸念される中、令和4年度は82.36%と類似団体全国平均を超えるまで改善しています。送水管・配水管の老朽化による漏水が一つの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため漏水を減らす努力を行ってきた成果が表れてきております。引き続き、重要給水施設配水管耐震化事業の推進を含め、効果的な取り組みに努めていただきたいと思います。一方、経費回収率は94.20%で必要とされる100%を下回っています。使用料金算定支援業務委託を予定されており、使用料金の適正化の検討を進められています。今後も内子町水道施設耐震化計画及び内子町水道ビジョン・経営戦略に基づいて計画的に各種事業を実施するなど各種課題解決に取り組み、安心して安全な水道水の安定供給に一層努めていただきたいと思います。

下水道事業について。これまで、監査、検査、審査において指摘してきた料金水準の妥当性を示す経費回収率は、令和4年度については記載のとおりであります。6行目ですが、一般会計繰入金頼みの現状を踏まえ、使用料金の適正化による利益の確保が重要である旨、令和4年度決算審査意見書で報告したところです。同様の事象は令和5年度も続いています。令和5年9月議会で使用料改定に係る条例改正が可決、承認され、令和6年度以降、改善に向かっていくことが見込まれます。該当地域への適切な周知に努めていただきたいと思います。また、各種課題の内、下水道への接続率の向上については施工業者とタイアップして環境整備補助の周知や未接続者訪問を計画するなど、改善策に取り組んでいます。施設利用率が低調な浄化センターについては運転の効率化を考慮し、維持管理費の抑制に一層努めていただきたいと思います。今後とも、内子町下水道事業経営戦略及び内子町公共下水道内子町浄化センター他構築基本計画に基づいて、各種課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、維持可能な下水道事業の経営の効率化を図るため、一層努めていただきたいと思います。

最後に、後期においても引き続き各種課題に的確な対応を行うとともに、内子町の良さと個性が生かされた内子町形成のため一層努められることを望み、財務監査報告とします。

○議長（久保美博君） ただ今の財務監査報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。以上で財務監査報告を終わります。

日程第 6 議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第6 議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和5年8月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の3ページをお開きください。本案は、令和5年8月7日付け人事院勧告に伴い、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

その内容は、人事院勧告に準じ、一般職の特別給を年間0.1月分引上げ、併せて給料表の改定を行うものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の特別給についても年間0.05月分の引上げを行います。

改正条例案は4ページから8ページに、また議案説明資料の1ページから6ページに新旧対照表を掲載しております。

説明は、議案説明資料にて行わせていただきます。

議案説明資料の1ページをお開きください。第1条では、条例第19条第2項において、一般職の期末手当の支給割合を「100分の120.0」を「100分の125」に0.05月分引き上げる改正内容でございます。また、第3項において、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の期末手当の支給割合を「100分の67.5」を「100分の70」に0.025月分引き上げる改正内容でございます。

次に、条例第20条第2項第1号において、一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の100」を「100分の105」に0.05月分引き上げる改正内容でございます。また、第2号において、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の勤勉手当の支給割合を「100分の47.5」を「100分の50」に0.025月分引き上げる改正内容でございます。いずれも令和5年12月1日からの適用となります。

次に、別表第1（第3条関係）行政職給料表（一）を、1ページ下段から5ページ中段にかけて掲載している内容で改正いたします。適用は、令和5年4月1日からでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。中段の第2条でございます。条例第19条第2項において、一般職の期末手当の支給割合を「100分の125」を「100分の122.5」に、また第3項において、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の期末手当の支給割合を「100分の70」を「100分の68.75」に改正いたします。

次に、6ページをお願いします。条例第20条第2項第1号において、一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の105」を「100分の102.5」に、第2号においては、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）の勤勉手当の支給割合を「100分の50」を「100分の48.75」に、それぞれ改正するもので、令和6年4月1日から適用となります。

結果的に、令和6年度以降の期末・勤勉手当を合わせて改正前条例と比較しますと、一般職では6月期で0.05月分、12月期で0.05月分、1年で0.1月分、また、定年前再任用短時間勤務職員（再任用職員）では6月期で0.025月分、12月期で0.025月分、1年で0.05月分引き上げる改正となっております。

以上で、「議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第79号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第79号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和5年8月7日付け人事院勧告に伴い条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の9ページをお開きください。本案につきましても、「議案第79号」と同様に、人事院勧告に伴い改正を行うものでございます。

改正条例案は10ページから14ページに、また議案説明資料7ページから11ページに新旧対照表を掲載しております。

説明は、議案説明資料にて行わせていただきます。7ページをお開きください。本案の内容は人事院勧告に準じ、会計年度任用職員の特別給を年間0.1月分引上げ、併せて給料表の改定を行うものでございます。条例第14条第1項において、期末手当を「100分の125.0」を「100分の135」に0.1月分引き上げる改正内容でございます。また、条例第23条第1項において「100分の125.0」を「100分の135」に0.1月分引き上げる改正内容となっております。条例第14条はフルタイム、23条はパートタイムの会計年度任用職員の改定でございます。令和5年12月1日からの適用となります。

次に、会計年度任用職員の給与につきましては、別表第1に定める行政職給料表によるものとしており、この別表は、先程、人事院勧告に基づく改正をご提案いたしました、一般職員の給与を定めております内子町職員の給与に関する条例第3条の別表第1「行政職給料表（一）」の1級、2級に準じております。

こうしたことから、会計年度任用職員の給料表につきましても一般職員の給料表同様に改正を行うものでございます。別表第1（第4条関係）行政職給料表を、7ページ下段から11ページ上段にかけて掲載している内容で改正いたします。適用は令和5年4月1日からでございます。

以上で、「議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第80号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第80号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 8 議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第8 議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和5年8月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

議案書1の15ページをお開きください。本案につきましても、人事院勧告に準じ、改正するものでございます。

改正条例案は16ページに掲載をしておりますけれども、説明は議案説明資料の12ページ、新旧対照表でご説明申し上げます。

12ページをお開きください。特別職におきましては、年間の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げる内容でございまして、第1条では条例第4条第2項で規定します期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の175」に改め、第2条で同条同項で規定する期末手当の支給割合を「100分の175」から「100分の170」に改めるという内容でございます。

改正前条例と比較しますと、令和5年度における期末手当については、12月期の期末手当において0.1月分引き上げ、令和6年度以降の期末手当については、6月期で0.05月分、12月期で0.05月分、1年で0.1月分引き上げる改正でございます。第1条関係につきましては令和5年12月1日から適用し、第2条については令和6年4月1日に施行するものでございます。

以上、「議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第81号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって「議案第81号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 9 議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第9 議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、令和5年8月7日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の17ページをお開きください。本案につきましても、人事院勧告に準じ、改正するものでございます。

改正条例案は18ページに掲載をしておりますが、議案説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。第1条では、条例第5条第2項で規定する期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の175」に改め、第2条で、同条同項で規定する期末手当の支給割合を「100分の175」から「100分の170」に改めるという内容でございます。

改正する内容等につきましては、「議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」と同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

以上、「議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例について」ご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第82号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第82号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。午前11時10分から再開します。

午前 11時 00分 休憩

午前 11時 10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 10 議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第10 議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例」につきましては、内子町営五十崎プールを閉鎖したことに伴い、条例を廃止することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の19ページをご覧ください。本案の提案理由といたしましては、内子町営五十崎プールを閉鎖することに伴い、内子町営五十崎プール条例を廃止するものでございます。

次の20ページをお開きください。提案理由の説明のとおり、内子町営五十崎プール条例を廃止するものです。

内子町役場本庁横の内子町営五十崎プールについては、昭和40年に建設されました。建設後58年経過しており、近年、漏水などの老朽化が著しく、修繕も困難になったことから、令和5年、本年10月に解体撤去し、閉鎖をいたしました。これにより、内子町営五十崎プール条例を廃止するものです。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第83号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第83号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 11 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について

日程第 12 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

○議長（久保美博君） 「日程第11 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」、「日程第12 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」、以上2件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」、「議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」につきましては、いずれも令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が交通災害共済事務の構成団体から脱退することに伴い、愛媛県市町総合事務組合理約の変更並びに大洲市の財産処分について関係組合市町と協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第84号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」、「議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」ご説明申し上げます。

議案書1の21ページをお願いいたします。まず、「議案第84号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」でございます。令和6年3月31日をもって、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務、いわゆる交通災害共済事務から大洲市が脱退することに伴い、当組合の規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

22ページに一部を改正する規約を、また議案説明資料14ページに、新旧対照表を掲載しております。改正の内容につきましては、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

議案説明資料の14ページをお願いいたします。愛媛県市町総合事務組合が共同処理する事務のうち、左の欄、4の「日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する事務」において、その構成団体から大洲市を削る内容でございます。

続いて、議案書1の23ページをお開きください。「議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」でございます。「議案第84号」と同様に、令和6年3月31日をもって愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が交通災害共済事務構成団体から脱退することに伴う財産処分について、関係組合市町と協議のうえ定めることにつき、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。財産処分の内容は、「日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理に係る大洲市の一切の財産については、令和6年4月1日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。」というものでございます。

以上、「議案第84号」、「議案第85号」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） 今、提案があります交通共済から大洲市が抜けるという改正みたいですが、以前にもどこかの大きい町が抜けて同等の提案があったように記憶しておるんですが、こうやって大きい市が構成団体から抜けるということは、この交通共済の制度そのものも財源が弱体化していくんじゃないかなと思うんですが、そこらはまだ県内全域、町の部分がありますんで心配はなかろうと思うんですが、ちなみに内子町あたりは令和5年度、この制度に加入しておられる町民の方、何名ぐらいおられるか質問をしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

総務課長（黒澤賢治君） 今回の議員さんご指摘のとおり大きな市が数年前にも抜けて、今回大洲市も抜けるということで、結局、県内の市は全て抜けてしまうという結果になっております。ですので、今後につきましては9つの町での運営というふうになっておりますけれども、現在のところは掛け金等においてですね、財政運営上は問題ないということを確認しております。それでご質問の内子町の加入人員ですけれども、申し訳ありません。令和5年度についてはちょっとまだ把握していないんですけれども、4年度につきましては、加入人員が6,606名というふうに報告を受けております。人口に対します加入率は42.29%、半分弱、4割程度ということですが、この4割につきましても県内の9つの町の中では一番多い加入率となっておりますので、内子町につきましては今後も加入していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第84号」及び「議案第85号」の2議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって、「議案第84号」及び「議案第85号」の2議案は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 13 議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について

日程第 14 議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 15 議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第 16 議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 17 議案第90号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

日程第 18 議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」、「日程第14 議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第15 議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、「日程第16 議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第17 議案第

90号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」、
「日程第18 議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、以上6件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、「議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」から「議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」までの6件について一括してご説明申し上げます。

議案書2、補正予算関係をお手元にご用意ください。まず、水色の仕切り、「議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」 ご説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。「令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,145万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億6,802万8,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して6億23万1,000円、率にして5.5%の増加となっております。

10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。表中右側に一般会計補正予算（第9号）の財源を示しておりますが、国県支出金4,147万8,000円、地方債580万円、その他特定財源295万円、一般財源7,122万6,000円の増額となっております。今回の補正は、人事院勧告を受けまして人件費の調整、そしてまちづくりの柱である子育て支援、ふるさと教育の推進、災害対策、魅力ある風景や生活の基盤整備、これらを主要施策として予算化しております。

その概要を議案説明資料4で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

15ページをお開きください。子育て支援、ふるさと教育の推進として、0歳から18歳になった年度末までの子どもの医療費助成を行っていますが、病院受診者の増により医療費が増加していますので、今年度末までの医療費助成を見込みまして754万1,000円を計上しております。財源は、県支出金の「乳幼児医療費補助金」と一般財源としております。

次に、出生した子の保護者に対し、乳児の子育てに必要な製品を町内登録店舗で購入する際に利用できる「うちこ子育て応援券」の助成を行っていますが、今年度末までの助成を見込みまして44万1,000円を計上しております。財源は、一般財源としております。

次に、町内の保育園等に登園している園児分の給付費として各保育施設に負担金を支払っていますが、教育・保育給付費負担金の算定基礎となる公定価格の改定等により、2,841万1,000円計上しております。財源は国と県支出金の「子どものための教育・保育給付費負担金」と一般財源としております。

次に、物価上昇の影響による家庭の負担を抑えるため、給食費の補助を増額いたします。

その経費として151万4,000円計上しております。財源は、一般財源としております。

災害対策としましては、11月上旬に大洲市戒川で発生した山林火災で出動が増加したことなどにより、内子町と大洲市で負担している大洲地区広域消防事務組合の負担金を増額する必要がありますので、153万2,000円計上しております。財源は、一般財源としております。

次に、防災対策の促進を図るため、地元から対策工事の要望がありました箇所の擁壁工を整備するため、1,950万円計上しております。財源は、県支出金の「がけ崩れ防災事業費補助金」、「緊急自然災害防止対策事業債」、一般財源としております。

次に、異常降雪等により除雪に時間を要し、住民生活に影響を及ぼす恐れがある場合等に緊急的に除雪作業を行った自治会等に実作業時間1時間につき4,000円支給する制度を新設します。その経費として50万円計上しております。財源は、一般財源としております。

魅力ある風景や生活の基盤整備としましては、地球温暖化対策設備導入補助として、家庭用の太陽光パネルや蓄電池設置の補助を行っています。現在、申請件数が伸びてきておりますので、今年度末までの申請を見込みまして128万8,000円を計上しております。財源は、一般財源としております。

特別会計及び企業会計は、議案書2、補正予算関係で説明しますので、お手元にご用意ください。

はじめに、オレンジの仕切り、「議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出それぞれ1,697万8,000円を追加し、21億2,368万9,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して3,670万9,000円、率にして1.7%の減少となっております。今回の補正は、人事院勧告等による職員及び会計年度任用職員の給料等55万円、普通交付金の返還金として210万5,000円を歳出予算計上し、令和4年度実質収支額の確定による繰越金1,394万6,000円、諸収入303万2,000円を歳入予算計上し、歳入歳出の調整として予備費1,432万3,000円を計上しております。

続きまして、ピンクの仕切り、「議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」の補正は、歳入歳出それぞれ2,059万4,000円を減額し、28億9,139万円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して6,715万5,000円、率にして2.4%の増加となっております。

今回の補正は、人事院勧告等による職員及び会計年度任用職員の給料等及び職員配置替えによる調整組替えで歳出予算90万8,000円の減額、各介護給付費の増減により給付

費負担金の組替えをして調整を行い、保険給付費全体で2,460万円の減額、歳入歳出の調整として予備費489万1,000円を計上しております。

続きまして、ピンクの仕切り、「議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」の補正は、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、1,396万2,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して2万3,000円、率にして0.2%の減少となっております。

今回の補正は、人事院勧告等による職員の給料等19万円を歳出予算計上し、その財源として一般会計から19万円を繰入する歳入予算を計上しております。

続きまして、オレンジ色の仕切り、「議案第90号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正（第1号）」につきましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ23万円を追加し、4,196万5,000円と定めるものでございます。前年度の12月補正後予算と比較して1,620万6,000円、率にして62.9%の増加となっております。

今回の補正は、人事院勧告等による会計年度任用職員の給料等23万円を歳出予算計上し、その財源として一般会計から23万円を繰入する歳入予算を計上しております。

最後に、浅葱色の仕切り、「議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。「令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」の収益的収入及び支出の補正は、人事院勧告等による総係費、資産の除却等により55万9,000円を追加し、収入・支出それぞれ2億7,952万8,000円と定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の補正につきましては、浄化センター定温乾燥機購入により23万7,000円を追加し、収入を2億576万9,000円、支出を2億5,662万2,000円としております。

なお、特別会計と下水道事業会計補正予算の概要も議案説明資料の16ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

以上、簡単ではございますが、「議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）」から「議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」までの6件についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第86号」から「議案第91号」までの6議案は、予算決算常任委

員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって「議案第86号」から「議案第91号」までの6議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 19 議案第92号 内子町教育委員会委員の任命について

○議長（久保美博君） 「日程第19 議案第92号 内子町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第92号 内子町教育委員会委員の任命について」でございます。

内子町教育委員会委員の横田光敏氏が、令和6年2月15日任期満了のため、横田光敏氏を引き続いて再任致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

横田光敏氏は、昭和40年7月20日のお生まれで、内子町内子1613番地にお住まいでございます。長年、町内で酒類販売会社を経営され、地場産業と地域経済の発展にご尽力されると同時に、教育行政にも幅広く精通されておられます。

人格識見ともに申し分なく、内子町教育委員会委員として適任であると存じます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、討論を省略し、直ちに採決に入ります。本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。従って、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日、各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月14日の本会議でお願いします。

明日は午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君）　ご起立願います。礼。

午前　11時45分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和5年12月第138回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和5年12月4日（月）
○開会年月日 令和5年12月5日（火）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員（0名） なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第17号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

_____ 番 _____ ・ _____ 番 _____

日程第 2 議事日程通告

日程第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、関根律之議員、4番、向井一富議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第17号）」のとおりであります。

日程第 3 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」に入ります。

質問は一問一答方式といたします。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

質問通告者は4名であります。それでは、受付順に質問を許します。

最初に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。12月議会にあたり、質問通告書に基づき質問させていただきます。

まず最初に、大江健三郎ミュージアムについてお尋ねいたします。今年3月に健三郎さんが逝去なされました。最後まで平和を訴えて旅立たれました。謹んでご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

先般、大瀬小学校学習発表会で「大瀬の未来」と題して、総合学習の時間に学んだことの発表がありました。水についてとか、環境についてなどの研究発表がありました。また、未来に大瀬にあったらいいものとして、いくつかのものを挙げて構想を発表されました。その中の一つに、大江さんのミュージアムを作って、多くの人に大瀬に足を運んでももらいたいとの発表がありました。未来を担う子どもたちの夢をかなえるためにも、内子町の未来のためにも実現できたらいいなと考えましたので、そのことについてお伺いしたいと思います。

大江さんは、1994年に日本人として2人目のノーベル文学賞を受賞されました。受賞理由は、詩的な言葉を使って現実と神話の入りまじる世界を創造し、窮地にある現代人の姿を見るものを当惑させるような絵図に描いたというものです。大江さんの作品の原点は、故郷大瀬にあると思うものです。幼少期を大瀬で育ち、大瀬で経験、感じたことが作品に随所にちりばめられておられます。それは作品の中に、森と谷間というキーワードがよく出てくることです。多分、大江家から見た風景なんだろうと想像いたします。大江さんは小さい頃、山に迷い込み、3日間山で過ごし、その後、地元の消防団に救助されたとのエピソードも話しておられました。また、戦時中、大瀬で育つ間で戦争のいろいろなことを見聞きし、平和への想い、戦争の醜さなどを感じたことが、大江さんの作品の根幹にあるのではないかと思います。晩年まで、大江さんの脳裏には、故郷大瀬がいつまでもあったのではないかと推察されます。地元住民がその大江文学を知り、第二の大江健三郎を輩出するような取り組みを含めた活動と展示、大江さんは恒久平和を希求されておられました。ウクライナ・ガザ地区の問題等、世界の平和が脅かされ、混乱している今、どうしても人類に必要な人だったと思うのです。残念ながらもう大江さんはこの世にはおられませんけれども、魂を受け継ぐ場所がここ大瀬に必要なと感じております。ご遺族のご意向や、膨大なプロジェクトになることは間違いないと考えられますので、簡単に取り組むことにはならないと思いますが、未来を担う子どもたちの想いや平和を希求する人たちの想い、また内子町のさらなる発展のために、ぜひ実現に向けて動き出してほしいと思います。

内子町は、「町並みから村並み、そして山並みへ」をキャッチフレーズに掲げ、まちづくりを進めておられます。町並みは伝統的建造物群重点地区の整備もだいぶ整備されてきました。次はいよいよ、村並みだと思います。村並みにも多くの観光客等、訪れていただき、そのことで村並みも活性化することを望みます。大江さんがこの小さな村から、世界に飛び出していった意味は大きいと思います。インバウンドで外国人観光客も増えてきています。世界に誇れる大瀬に、また世界の人を大瀬に。大江さんの功績を第一の故郷、内子町が称賛し、後世までその意向を形にし、称える役割があると思います。大江さんと生涯仲の良かつ

た伊丹十三さんのミュージアムも、故郷、松山にできております。ぜひ、大江健三郎ミュージアムも、故郷、大瀬にと考えます。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（久保美博君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（小野植正久君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。大江健三郎さんは、大瀬地区出身の偉大なノーベル文学賞作家であることは言うまでもありません。ご逝去されたことに対し、心よりご冥福をお祈りいたします。

今回の大瀬小学校学習発表会は、子どもたちが「大江さんは郷土の誇りである」との思いや、地域づくりの一つの方策として博物館を設置し、大瀬地区の活性化を図りたいとの強い願いが現れたもので、素晴らしく頼もしい発表だったと聞いております。

今、大瀬地区には、地元の皆さんに指定管理をお願いしている「大瀬の館」という宿泊施設がございます。施設内の広間に大江さんが帰郷をした際のお写真や執筆された本、書籍内で登場したであろう大瀬の場所などを表記した地図などを展示しており、来訪者の皆様に無料で観覧いただいております。また大瀬地区外ではありますが、内子町図書館では大江さんを偲ぶ企画展も3月から4月にかけて行ったほか、大江さんが執筆された本や関連書籍、合わせて300冊を所蔵しております。現在これらを利用し、特設コーナーを設置するなどの取り組みを行っております。

向井議員ご指摘の博物館の新設には、まずは大江さんのご遺族のご意向が重要であると考えておりますが、まずは大江さんと親交のある大瀬地域の皆さんなどにご意見を伺って参りたいと思います。なお、今後におきましても、大江さんにかかる資料収集などは継続的に行って参りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 20年前ぐらいになると思うんですけども、東京であるパーティーに参加する機会がありました。その中、全国の参加者と名刺交換をした際に、自分の名刺の住所を見られた方たちは、相当な割合で「大江さんの故郷ですね。」と言われました。ノーベル賞受賞の知名度は、それは大きかったです。言い方は悪いですけども、伝統的建造物群重点地区は、国内津々浦々にいくつもあります。大江健三郎さんは世界に1人、唯一無二の存在です。大江さんは執筆家と平和運動の傍ら、長男、光さんを、素晴らしい作曲家に育て上げられました。光さんは頭の中で浮かんだメロディーを、その場で五線譜に落とししていきます。光さんも天才だと思います。

また、もしも将来ミュージアムを作るのであれば、大瀬中学校の校舎が最適だと思います。大江さんのミュージアムのことを考え始めてから、成留屋橋辺りから垣間見える大瀬中学校は、もう自分にはミュージアムにしか見えなくなりました。それに相応しい、世界にも誇

れる建築物だと思います。しかし、今、現在生徒が通っているし、子育て支援、移住支援など様々な施策を講じて地域の活性化、少子化対策をやっている中、必死になって学校を守ろうとする地域、父兄、また今の中学校建て替えに尽力いただいた先人たちがいるので、この意見は非常に不謹慎だと自分自身も考えてはおりますが、あえて言いますと、現在の大瀬中学校の校舎は、外観からしたらまさにミュージアムです。ここが利用できれば、素晴らしいミュージアムができ上がると勝手に思っております。音楽ドームで光さんのメロディーが流れる中での展示等ができれば最高ではないでしょうか。この大瀬中学校は皆様もご存知の通り、世界的にも著名な原広司先生のデザインであります。原先生は、大江さんとは仲が良く、その大江さんに対する思いも込めての県建築物だと感じております。

原先生が、ある雑誌か何かのインタビューでこう答えられておりました。記者が「原先生は、最後、肉体的にか、あるいは精神的にか、心の帰る場所のようなところがありますか。」と聞かれると、原先生は「うーん。故郷とか、なんかそういうこと。そうですね。そうだなあ。」しばらく思案して、「それはさ。あれじゃないかな。そういうような意味でその質問に答えるとしたら、やっぱり大瀬の谷じゃないですか。今、僕が帰るのは大瀬の谷。つまり、大江文学の舞台となった場所。そこに建物も建っているし、場所っていうのは消えることはない。僕の建物のせいでじゃなしに、大江文学のためにずっとこれから消えることはないわけだから。それは谷で呼応するとか、自分の伊那谷っていうのか、大瀬の谷っていうのが非常にオーバーラップするっていうか、関連を持つっていうか、そういうのがある。」ということで、答えられておりました。まさに、大江文学のために力を入れての力作だったと思います。

この学校をですね、ミュージアムとして使う。子どもがおりながら、ミュージアムとして使うのはなかなか大変だと思うんですけども、学校とミュージアムと並行しながら使うということについて、そういう運用の仕方ってできるものなのか。教育長、ご答弁お願いします。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。向井議員の言われる通り、大瀬中学校は原広司先生の設計で素晴らしい建物であり評価も高いですし、地元の方の学校に対する愛着も非常にあるというふうに聞いております。今のご質問の中にありましたミュージアムとの併用はですね、これ学校施設はやっぱり教育施設ですから、なかなかそこをですね、ミュージアムなどは社会教育施設になるわけですけども、財産分与の問題であるとか、様々な手続きも必要になって参ります。何より、地元の方のお考えが一番だと思いますので、今すぐにミュージアムとの併用ができるかどうかについてはちょっとお答えがしにくいところで、ご容赦いただきたいと思います。すみません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） とにかく大江健三郎先生、保護者の誇りでもありますので、子どもたちもこれ未来に向けて、大江先生を目指すような人材が生まれてくることを願いながら、こういう形になっていくことに関して想いをしっかりと持ちながら見ていきたいなと思いますので、引き続きご検討の方をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2番目です。2025年問題について、次にお尋ねいたします。団塊の世代と呼ばれる年代が後期高齢者になり、社会保障費の負担増大、医療・介護体制の維持の困難化が言われています。若年性痴呆症の問題もよく取り上げられております。日本全体の人口ピラミッドは団塊の世代が一番多く、その後、団塊の世代ジュニアと言われている世代が多く、ひょうたん型のグラフになっております。単純に言えば、団塊のジュニア世代の方がもっと大変な状況になるのかなとは感じております。

そこで、この機会に将来を見据えて、いろいろ対策を練っておく必要があると思います。内子町において、そのひょうたん型のくびれの部分が内子町においてはそのまま細くなり、団塊ジュニア世代の膨らみはありません。全体の団塊の世代をピークに菱形になっております。そのことを考えると、全国的にもその問題が問われておりますが、内子町はいや増して大変になるのではないかと危機感を感じております。そのことについて、内子町はどう捉えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。2025年問題でございますけれども、第一次ベビーブームとされる昭和22年から24年に生まれた団塊の世代がすべて75歳以上になる年であります。後期高齢者が増加する一方で労働人口が減少し、介護費や医療費の増加、現役世代の社会保障費負担、医療・介護分野の人材不足などの問題が深刻化するとされております。

本町におきましても、人口が減少する中において、75歳以上の後期高齢者数は増加傾向となっており、今年10月末時点で3,650人となっております。社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口によりますと、内子町の後期高齢者数は今後も増加を続け、2030年をピークに減少すると推計されていることから、今後もしばらくの間は、介護費、医療費ともに増加傾向が続くと思われます。

このような中で、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来の世代が安心して暮らせる社会にすることが不可欠であります。持続可能な社会保障制度にするためには様々な対策が必要ですが、本町におきましては介護費や医療費の伸びを抑制するため、保健センターと地域包括支援センター、住民課が連携し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組んでおります。住民の健診結果やレセプト情報を国保データベースシステムで分析し、高血圧や糖尿病の早期発見、ハイリスク者への訪問・架電による個別指導

により重症化を防止するとともに、サロンなどで介護予防運動、栄養、歯科に関する健康講座を開催して啓発に努めております。

このほか、健診未受診者に対しましては、検診の勧奨通知や架電を行い、受診率の向上に努め、病気の早期発見・早期治療により住民の健康寿命を延ばすことで介護費や医療費の増加抑制を図っているところであります。また、医療・介護体制の維持につきましても、医師偏在による医師不足、看護師や介護士の人材不足など、大変厳しい状況と認識をしております。一部の介護施設では外国人介護士を雇用していますが、このような外国人労働者の受け入れを推進することも必要と考えます。また、65歳を過ぎても元気な高齢者が働き続けることができる社会へシフトするための制度改革・環境整備を国が責任を持って対応する必要があります。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。町民の人口が全体的に変な中で、高齢者の割合が大変大きくなるという形で、いろいろな意味で大変厳しい状況にはあると思うんですけども。まあ病気も、体の病気もさることながらなんですけれども、認知症、若年認知症っていうのもいろいろと言われておりまして、認知症対策について、昨日か今日の新聞だったと思うんですけども、「あたまとからだを元気にするMC Iハンドブック」、「生活ノート」のすすめということで記事がございましたけれども、この「あたまとからだを元気にするMC Iハンドブック」、「生活ノート」っていうのは、内子町では推進しておられるのでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） ただ今ご紹介いただいた「MC Iハンドブック」っていうのは、ちょっと私の方は認識をしておりません。認知症につきましては、認知症サポーター制度ということで、講習を受けた方がそういったサポートをしていくというような体制は作っているんですけども、今、ご紹介いただいたことは、ちょっと今後どういったものか検討して、必要であれば取り入れたいというふうに考えております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井議員。

○4番（向井一富君） 新聞等ではですね、かなりの効果があるっていうことで書いてありましたので、この認知症、将来にわたって多分、長引く対策になろうと思いますので、なるべくですね、元気に年をとっていただくような施策を積極的に進めてほしいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3番目にいきます。3番目は自動運転についてお尋ねをいたします。地方過疎化が進み、どの分野においても人手不足が懸念されております。そういった中、地方の移動手段の確保がよく取り上げられますけれども、技術の進歩により機械化、ロボット化がますます進んでいきます。すでに介護ロボット、自動運転、ドローンなどの、人に代わってコ

ンピューター、機械が操作するような、仕事をしてくれるような時代にもなってきました。今後ますます進化していくことは間違いありませんが、不安な部分もたくさんあります。時の流れに逆らうことはできません。そこで、運転手不足解消のための自動運転の車が登場しております。すでにアメリカとか中国では、完全自動運転のタクシーが走っておるということです。技術大国日本は、今、その分野について、少し遅れをとっておると感じております。それは、島国日本と大陸の2国の道路事情の違いもあるんでしょうが、日本特有の諸事情で規制の緩和が遅れていることは間違いありません。そんな中でも、今年度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金により、伊予市ではバスの自動運転の実証実験が実施されましたがこのことをどう捉えているか、ご所見を伺いたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○議長（久保美博君） はい。それでは、向井委員さんのご質問にお答えをさせていただきます。伊予市双海地域において行われました自動運転バスでの運行実証実験は、経済産業省が募集をいたしました2022年度の「地域新次世代交通サービス創出推進事業」に採択されました東京都のボードリー株式会社が事業主体となりまして、自動運転バスの運行とヘルスケアアプリなどを組み合わせた実証実験として、昨年9月から10月にかけて実施したものでございます。JR伊予上灘駅を起点といたしまして、ふたみシーサイド公園など、10ヶ所のバス停を経由する片道約4キロメートル、駐車時間30分のルートを往復する形で運行が行われました。期間中25日間の運行で延べ857名が利用され、利用者の半数以上の方の外出機会や交流の機会、そういったものが増加したほか、将来的に通学でありますとか、着地型観光への活用の期待も寄せられたそうでございます。一方で、データ数が少なかったことでありますとか、バスのスピードの問題、また安全性の不安など、今後改善すべき点も、そういった課題も見つかったようでございます。なお、この試験運行の国土交通省による自動運転のレベル分けにつきましては、5段階中、ドライバーによる監視が必要なレベル2ということでございます。今後さらに検証を重ね、技術革新が進むことで、昨今の全国的な課題となっておりますドライバー不足等の解消の一助となるよう期待をしているところでございます。今後も全国の自治体などで行われる実証実験などの動向に注目いたしまして、情報収集を行って参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 様々な問題が生じてきたっていう報告を、多分上げるためにこの実証実験はできとるんだらうと思います。そういう困難な状況をどんどんピックアップすることによってスムーズに運用ができるんじゃないかなと思いますので、逆に問題があった方がいいのではないかなと思います。そういった意味で、またこういった事業というのは引き続き、全国的に展開されるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えをさせていただきます。先程、答弁させていただきましたけれども、昨年度の事業につきましては伊予市双海地域が主体でございましたけれども、東京都の民間企業が実施主体となって行ったものでございます。引き続いて、今年度につきましては伊予市が事業実施主体になりまして国庫補助金を受けまして、事業を実施するようでございます。そういった実証実験を重ねるということが必要になって参るというふうに思っておりますので、そういった事業も引き続き行われるものというふうに判断しております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 将来的にこういう事業に内子町も取り組むっていう積極的な考えはございますか。何かそういうチャンスがあればっていうことで。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（向井一富君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。議員ご指摘の通り、この問題が解決されますとですね、将来的にはドライバー不足の解消という非常に大きな問題の解決にも繋がっていきこうというふうに考えておりますが、内子町におきましてはですね、これ、かなり完全に自動運転化がされて、今の内子町で走っておりますデマンドバス、これらがすべて自動運転されて今のような状況で運行ができるというのには、かなりまだまだ実証実験でありますとか、時間労力もかかるものというふうに考えております。翻って足元を見てみますと、内子町の課題といたしまして、このコロナ禍においてデマンドバスの利用状況は約28.3%減少しております。この要因にはいくつかございますけれども、コロナ禍の出控えでありますとか、あるいは病院の送迎であったり移動販売、こういったものの民間サービスの充実であったり、また人口減少という絶対数の減少、こういったものがあろうと思いますけれども、そうした人口減少、利用者の減が進む中においても、そういった住民の方々の需要とサービスの提供というものをですね、マッチングしていく。そういった作業が当面、足元の課題として内子町にはございます。そういったものをですね、まずは優先させていただきたいというふうに考えております。その先に自動運転、そういったことも考えられるのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。ますますですね、人口減少に歯止めがかからないような状況もあります。いろんな方策をしながらですね、これを食い止める。また、それに向かってチャレンジしていくということをですね、しっかりと念頭に置いていただきながら、我々もそのことについてしっかりと考えて参りたいと思いますので、引き続き、ご努力のことをよろ

しくお願い申し上げまして、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。午前10時45分から再開します。

午前 10時 35分 休憩

午前 10時 45分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、関根律之委員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） はい。それでは、通告に従いまして、一般質問をしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

5月に新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行されたことに伴い、町内各地の行事やイベント、お祭りなどの多くが再開されました。3年ぶり、あるいは4年ぶりなどの声も聞き、町に賑わいが戻ってきました。

一方で、コロナ禍の3年間、行事の自粛の間も自治会の行事などを運営する区長や運営委員等の中には、「コロナのおかげで行事がなくて楽で本当に助かる。」といった声をよく聞きました。また、今年度の行事の準備などでも、高齢化で体力、気力が衰えてきている中、実際に今までと同じように行事を実施するのはしんどいといった声や、行事を精選した方がよいという声も多くあるようです。

それでは本題に入ります。1番、自治組織への行政支援です。山間部のある区などでは、コロナ禍でも町道の草刈作業は実施をしていましたが、高齢化や人手不足などで年々作業がしんどくなっているという話を多く聞くようになりました。中には、年に6日も地域で町道の草刈作業があり、自分の仕事ができなくなり困るという方の声もあります。そういった声に応える形で、今年度予算で町道の草刈等への補助金として支払う単価が1メートルあたり10円から20円に引き上げられたことはとても良かったと思います。作業報酬が倍増することで人を雇うこともできますし、作業した人に報酬が渡れば、自分の仕事ができなかった分の補償として受け取ることもできます。また、道にたまった草や小石などを吹き飛ばすブローアなどの機械を購入したところもあると聞きます。

しかしながら、今年3月議会で可決した今年度当初予算での町道草刈の補助金の増額は自治会連絡会で周知されると伺っていましたが、今でもそのことを知らないという方も多く、作業が相変わらず大変だという声も聞いています。単価を上げたのは、こうした作業に従事する方々の負担を減らすことが大きな目的だと思いますが、自治会役員等には知らさ

れても、その内容が作業に従事する末端の住民に十分に知らされていないところがあるようです。そうした地区の中には、町道の整備は住民がやるのが当たり前という空気があり、町から補助が出る整備費用もこれまでの地区の会計に加算されるだけで、飲み会の費用などに充てられているところもあるように思います。

こうしたことから、整備費用の単価を引き上げた目的を、作業従事者の負担を減らすためであることを、自治会役員だけでなく広く一般住民にも周知されるよう、住民回覧や広報誌等でお知らせをいただけないでしょうか。

○議長（久保美博君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設課長。

〔谷岡祐二建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） ただ今のご質問にお答えいたします。町道草刈り補助金における使用例などの指針の提示についてでございますが、町からの補助金は、道路愛護の精神をもって道路の草刈りに協力していただいた皆様に感謝を込めた謝礼的な性質のものでございますので、基本的にそれぞれの団体のお考えに基づいて自由に有効活用いただければありがたいと考えております。

また、補助金は1メートルにつき20円と少額でございますので、ある程度、使途も限られるため、例えば草刈り機の購入や燃料費など実費の足しにさせていただいたり、作業の後の慰労会に充てて、地域内での親睦を図っていただいたりしているのではないかと考えております。

つきましては、それぞれの団体のご事情やお考えもあると思いますので、町の方から一律に使用例などについて指針を出すというようなことは考えておりませんが、今後、作業していただいている団体などから実情なども伺いして、負担軽減に繋がるような好事例などがございましたら積極的に情報発信させていただくなど、草刈りに協力していただいている皆様への支援を行っていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 内容よく分かったんですけども、単価は倍に引き上げたとはいっても元々それほど多くの額ではないので、それほどたくさんの人を雇うとか、必要な高価な機械を買うとかということにはならないようですけれども、本当、住民の一般の方は、本当大変な思いをされている方もいらっしゃるんですね。なので、だいたい人が多いところと、人が高齢化でなかなか厳しいところというところはご存知だと思うんですけども、そういうところなるべくですね、町の担当の方もですね、親身になって相談に乗っていただいて、何かいい方法があれば教えていただくとか、そういうことをしていただきたいと思います。

せっかくなんで、ちょっともう一度再質問しますが、周知はしないということですから

も、そういったなかなか厳しいという声に対して、もう少しきめ細かな対応ができないか、お伺いします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。草刈りにつきましては、そういった地域ですね、厳しくなっているというお声もお聞きます。ただですね、実績としましては、令和元年からの統計ではあるんですけども、こういった中でもですね、活動団体、作業員等ともに増加傾向にあるような状況でございます。これにつきましては、確かにしんどい、やりたくないという方もおられますし、大変な作業やと思うんですけども、やはり地域の方がですね、しんどくても毎日自分たちが使う一番身近な道路としてですね、愛護の精神の気持ちを持っていただいて、また自分たちの住まわれている地域は自分たちで綺麗にしようというその強い思いがこういった活動を支えているというふうに理解しております。そのような中でですね、地域の皆様の生の声を聞く機会も多々ございますので、そういう中でですね、また地元の困りごとなどをお聞きしながら、町として支援できるものはしていきたいと。そして、この官民協働の取り組みが継続していただけるようにですね、しっかりと町の方も支援していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○3番（関根律之君） 委員長。

○議長（久保美博君） 議長。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。すいません。滑舌が悪くて。

道路愛護の精神と言われたんですけども、実際に人口が多いところで、ある程度みんなで参加して、みんなでその地域を綺麗にしていこうという、そういうところも実際あるでしょうし、本当に地域によって様々で、もう本当に山間部で、もう草刈りをしないと道路が通れなくなる、危険だつてというような、そういった認識の中でやられているところもあるわけなんですよ。それで実際に年に6日もですね、丸6日ですよ。出ている。梅雨の時期と秋の時期ですね。これは非常に仕事にも支障があるという意見がありますので、ぜひそのこともですね、そういった地域もあるということも考えていただいて、親身になって相談に乗っていただきたいと思います。

次に移ります。消防団についてです。総務省消防庁によると、本年4月1日現在の全国の消防団の団員数は76万人で、2年連続で前年比2万人以上減りました。また、全国で20代、30代の若い世代の入団者が減り、高齢化の進行とともに消防団離れが加速しているとも言われています。内子町でも、令和5年4月1日現在で定数850名のところ、実数は729名。充足率は約85%で、同様の傾向です。

私自身も所属する消防立川分団では、今後の消防団活動の活性化と入団者促進につなげることを目的に、昨年2022年3月、全団員56名に対しアンケート調査を実施しました。

その結果を分析し、内子町消防団の正副方面隊長・正副分団長会において、今後の消防団活動のあり方について改善を要望する提案を行いました。内容について真摯に検討されることはありませんでした。しかしながら、地域防災の重要な役割を担う消防団の活動のあり方について、内子町全体で見直し検討する時期に来ていると思います。

アンケート結果から、数年以内の退団意向がある団員は全体の46%を占め、「新入団員の確保が難しく、今後も見込めない」という回答は70%で、団員数を維持するのが極めて難しい状況にあることが分かります。

また、団員が消防団活動で最も負担が大きいと感じているのがポンプ操法大会への参加で、全団員の75%を占めます。大会への参加は各部で順番に実施されてきましたが、参加する選手は大会当日だけではなく、夜間に連日の練習を余儀なくされ、また部の団員全体で訓練を支えることが慣例となっていることから、担当する部の選手以外の団員も半ば強制的に練習に参加してきたということがありました。

ここにいる皆さんは、男性で地域活動をされてきた方も多いと思いますので操法大会のことをよく分かっている方も多いかもしれませんが、ご存知ない方もいらっしゃると思いますので、操法大会の実態に迫るエピソードを少し紹介します。毎日新聞で「消防団のホンネ」という連載企画がありまして、ウェブ版で読むことができます。その記事の一部を紹介します。以下は引用です。

消防操法大会は地域によって差があるが、1、2年に1回都道府県大会があるほか、2年に1回の全国大会や市町村などの単位でも開かれている。競技は消防ポンプ自動車を使う「ポンプ車操法」と持ち運び可能な小型動力ポンプを使う「小型ポンプ操法」の2つだ。

ポンプ車操法には指揮者と1から4番員の計5人が出場。ホースを転がして伸ばしたり、「火」と書かれた標的に放水したりする。審査要領に基づき、所要時間や規律、敏しょう性などを評価し、出場チームの順位を決める仕組みだ。

大会が近づくと連日遅くまで練習する消防団員が多く、SNSでは「仕事や家庭が犠牲になる」「何の意味があるのか」などと不満が噴出している。訓練の成果を発揮する場との位置付けだが、消防団や地域の名誉のため、大会が自己目的化しているとの指摘もある。

常勤の消防職員はどう見ているのか。「操法大会は、小中学校の運動会のようなもの。消防団員が実際に放水することなんてほとんどないのに、現代に合っていないと思います。」愛知県に住む20代の男性消防士が、毎日新聞の取材に本音を明かした。

この消防士が勤務する地域で火災が起きると、消防団員に近くで交通誘導をしてもらったり、鎮火後、数時間おきに再燃していないか確認してもらったりすることが多い。ただ、消防団員が先に火災現場に着き、消火活動をしている姿は一度も見たとはいえないという。

大会の審査は減点方式で、放水時に足が決まった線をはみ出さないなど、細かく動作を決められている。消防士は、「実際の火事ではいかに早く放水して消火するかが全てなのに」と困惑する。

操法大会は消火技術のみを競うが、消防士はこれにも疑義を呈する。「プロ」の消防職員

は浸水被害や土砂災害などに対応する訓練も重ねているといい、消防団員もそのような訓練をした方が有意義だと消防士は言う。

以下、引用は終わりです。いかがでしょうか。内子町でも似たような状況があるのでしょうか。消防団員の心理的、肉体的負担を減らし、今後も消防団員を確保していくために、消防技術を競う大会への参加を取りやめた自治体もあるそうです。

次に、出初式です。毎年、最も寒さが厳しい2月に屋外で実施されます。これについても、団員の63%が負担が大きいと答えています。強烈な寒さの中、約4時間にわたり屋外で、防寒着も来ない制服姿で起立状態で臨む式典には、多くの団員がそのあり方を見直してほしいと感じています。

コロナ禍で中止や規模を縮小して実施した消防団の出初式及びポンプ操法大会について、団員の負担軽減のため、今後も規模を縮小して開催することなどを消防団と協議できないでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、関根議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

消防団員が各種行事等へ参加することや、そのために行います準備や訓練、こういったものの負担につきましては、昨今の消防団員減少の一因であるということは、内子町消防団はじめ消防組織全体で共通した認識を持っております。こうしたことから、コロナ禍が収束しつつある今後におきまして、内子町消防団の行事である令和6年内子町消防出初式におきましては、入場パレード、小隊訓練披露、一斉放水を行わないことが決定されております。さらに先月開催されました町消防団幹部会では、令和6年出初式より、操法を披露するチーム数をポンプ車2チームから1チームへ、小型動力ポンプ4チームから3チームへ削減をし、おおむね2年に1度の頻度で当番制であった各分団の負担を3年に1度の頻度となるよう見直しをされているところでございます。

また、全国規模で行われております操法大会につきましては、ポンプ車の部、小型動力ポンプの部ともに、従来の2年に1度の開催から4年に1度の開催に見直しをされております。こうしたことから、大洲喜多管内での操法大会も同じ実施年となるように、これも見直しがされております。

今後も内子町といたしましては、火災などに迅速、的確に対応できるような対応力や資機材使用などの練度の向上と、それらを養います訓練に伴う団員の負担、これらを慎重に考慮しながら改善できるよう、大洲市消防や内子町消防団と連携しながら、協議をして参ります。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。団員の負担のこともよく認識していただいているようで、行事の時間縮小ですとか、操法大会の回数が4年に1回になるとか、3年に1回になるとか、そういう改善傾向になることが分かって良かったと思います。

一方で、それでもこの内容はこれでいいのかということもありますので、先程紹介したアンケート結果ですけれども、このアンケート結果をもとに、消防立川分団では「新時代に即した消防団のあり方についての要望案」と題した文章が、おそらく総務課危機管理班にもわたっているものと思います。要望書によれば、地域の親世代は子どもの世代に「今の消防団には参加させたくないと思っている人が多いと感じる。」とし、「地域の方に必要とされる組織に生まれ変わることが重要」としています。そのためには、内子町の消防団全体でもアンケート調査を実施し、今後の消防団のあり方について団員だけでなく、消防団、OB、行政、議会、自主防災組織や有識者などで検討会を立ち上げ、協議することを提言しています。また、「消防団員が非常勤特別職の地方公務員として重い責任を負っているにもかかわらず、その選任が現役団員任せになっていないか」とし、組織のあり方についても「消防団を軍隊と同じような規律と統制で運営する時代ではない」と言及しています。

また、地域の防災力を高め、本当に地域で必要とされる消防団組織であるために、初期消火活動をはじめ、大規模災害での救出救助活動、避難支援活動など、実際に必要となる実効性ある訓練をより一層重視していくことも要望しています。

最後に、こうした消防団活動を支えるために、団員の確保と負担軽減について、町長はじめ町民全体で考え、真剣に取り組む必要があるとしています。

町長に伺います。町長は内子町消防団のトップであります。改めて、ポンプ操法大会や出初式などの行事の規模縮小での開催、廃止を含む消防団組織の活動のあり方を見直していくことについてどのようにお考えになるか、お答えいただけますでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。日頃からですね、消防団員の皆様には、町民の安全安心のためにご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

消防団活動のあり方につきましてはですね、先程も申し上げましたようにですね、消防団の内部でもいろいろ議論もされております。そういうことも参考にしながらですね、一方的にということではできませんので協議を重ねながらですね、ご負担になっているのであればですね、そういったところの改善できるのか、できないのか。そういったことも含めてですね、検討していきたいと思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。真摯に受けとめ、対応していただけると受け止めました。よろしく願います。

次に移ります。2番目として、内子高等学校小田分校寄宿舎と高校生への教育支援です。

(1)としまして、令和5年3月に町内中学校を卒業した全生徒数と、そのうち内子高校、小田分校それぞれに入学した生徒数は何人でしょうか。また、今後3年間に町内中学校を卒業する見込みの全生徒数の推移はどのようになりますでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。関根議員の令和5年3月に町内中学校を卒業した全生徒数と、そのうち内子高校、小田分校それぞれに入学した生徒数と今後3年間の中学卒業見込み生徒数についてのご質問にお答えいたします。

まず、令和5年3月に町内中学校を卒業した先生生徒数は109人になります。そのうち内子高校入学者は31人です。内子小田分校入学者は4人となります。

次に、今後3年間に町内の中学校を卒業見込みの生徒数でございますが、令和6年3月卒業見込み生徒数は114人。令和7年3月卒業見込み生徒数は124人。令和8年3月卒業見込み生徒数は127人となります。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。だいたい内子高校、町内で内子高校、小田分校に通う方がだいたい32%。3分の1ぐらいの方が町内の学校に通っている。逆に言うと、3分の2の方は町外の高校に出ているということが分かりました。

次に移ります。(2)として、令和4年度小田分校寄宿舎特別会計では、歳出総額2,307万円のうち、寮生から徴収しているのは1,480万円で、残りの727万円は町が負担をしています。今年度から令和9年度までの5年間で新設した第5寮のリース料総額3億2,000万円と合わせた総額は3億5,000万円を超え、今後寮生が増えれば町の負担はさらに増えていきます。町の負担を減らし寄宿舎運営費を補完するために、県及び寮生本人に負担増を求められないでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） ただ今の関根議員のご質問にお答えをいたします。議員ご指摘の通り、令和4年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計の決算においては、歳出2,207万2,000円のうち、寮生からの負担額は、寮費、光熱水費を合わせまして、1,480万8,000円となっております。

また、一般会計においては、令和5年度から運営を開始いたしました第5寮のリース料として、5年間の総額で3億1,944万円の債務負担行為をお認めいただいております。特別会計と一般会計を合わせて、5年間で約3億5,500万円、年間約7,100万円程度の町

の負担が見込まれております。

入寮生が負担をいたします寮費につきましては、内子高等学校小田分校生徒を収容する寄宿舎施設条例において定めており、令和4年度の改正において、それまでの2万6,700円を3,000円値上げし、2万9,700円としております。この条例改正にあたっては、全国公募で広くアピールすることを視野に、できるだけ入寮生の負担を抑えることで地域みらい留学における小田寮のセールスポイントのひとつとして寮費を設定しておるところでございますので、現状において寮費の値上げや食費の負担を求めることは考えておりません。

また、町の寮運営において、県からの支援をいただくといったことについては特に要望を申し上げるような事項はないと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 昨年、令和4年度の小田分校の寮生の数は4月時点で36名、最終的には29名だったと伺っています。約30名の寮生のために、当町の負担が727万円だったと。寮生1人当たりになると、24万円あまりを支援していることになります。今後新しく寮を、40人の寮を作ったので、寮生をもっと増やしていきたいという方針だと思いますが、このままでは10人増えれば町の負担は240万円、20人増えれば480万円を当町が追加で負担をすることになります。これ県立高校ですから、運営経費として県にも負担を求めていくべきだと思うのですが、県立高校の寮を運営する県内の市町の中には、例えば食事を提供する施設の運営費の一部を県が負担しているところもあると聞きました。当町ではそういった一部をですね、運営費の一部を県に求めるということができないのか、改めて伺います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） はい。県内ではですね、地域みらい留学に参加しております7校ございまして、それぞれ入寮施設等、開校、開設も含めてあるわけなんですけれども、今、言われました食事、運営費の一部を県に負担いただいているという話はちょっと、私もちょっと認識をしておりませんでしたけれども、基本的に町が運営しておる寮でございますので、これにつきまして県立高校、県に負担をお願いする、何らかの支援をお願いするといったことは基本的には考えておりません。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。小田分校の魅力化ということで、小田分校生のバス通学の補助ということもしているんですけれども、内子町では就学奨励費として町営バス補助事業を継続しており、1ヶ月定期購入代1万3,200円のうち、保護者の実負担は約3割の4,100円と伺っています。町営バスですけれども、町全体の利用率は年々下がっており空き

は十分あると思うんですが、小田分校存続のために高校生は町営バスを無料にする。高校生に無料バスを渡し、料金は徴収しないということは考えられませんか。バスが高校生でいっぱいになり他の町民が利用できないというようなことにはならないと思うのですが、それならば高校生は町営バス無料とし、町内の高校生だけでなく近隣市町からももっと中学生を呼び込むPRをしてはいかがでしょうか。寮生への補助に比べて、コストはかなり抑えられると思います。また、高校生の教育支援として、小田や五十崎の高校生が例えば内子高校やその他の高校に通学するために町営バスを利用するのも同じく無料にしてもよいのではないのでしょうか。お伺いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。小田分校のですね、魅力化ということで、地域と一緒に頑張ってですね、少しでも分校存続のためにですね、みんなで力を出し合って寮も作りましたけれども、やっていこうということで現在、進めております。そういう中でですね、先程、寮生についての負担を上げたらどうだろうかとか、いろんなご質問をいただきました。今、またバスについてのですね、助成についても町の方でしておりますけれども、たとえばですね、そのバス代が無料だから、じゃあ小田高校行きましょうかということになるのかどうかですね。そのあたりはあると思うんです。なので、それは総合的に考えないといけませんけれども、今、いろんなところでですね、町も支援をしていながらですね、やれることをやっているつもりではあります。そういうような状況で、今、一生懸命みんなで取り組んで増やしていこうという、今、真っ只中でございますので、その辺についてはですね、少しちょっと見守っていただければというふうに思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 次に移ります。この小田分校寄宿舍への町の負担金727万円は、基本的には町外の高校生のために負担する金額です。町内の高校生に対しては医療費無料になったということはこれは非常に大きいですが、教育支援金というのは今のところないわけです。高校生くらいになると体が丈夫な子はほとんど医者にかからないと思いますし、今ではほとんどの市町で高校生までの医療費無料化を実施しているので当たり前になってきています。ちなみに、小中学生は学校給食を提供していますが、保護者負担は原材料費のみで中学生で1食300円、月額で6,000円ほどだと思います。運営費として給食センターの光熱費や人件費などは材料費の倍くらいかかっていると聞いたことがありますが、そうだとすると長期休暇等を除いて年10ヶ月として、町内の小中学生に対する教育支援としては1人あたり、ざっくりと年間6万円ぐらいを支援しているということになると思います。

さて、高等学校への進学率は現在98.9%です。ほぼ全ての中学卒業生は高校に進学します。ちなみに、その後の高等教育機関と言われる大学・短大、高等専門学校等への進学率

も年々上がっており、今は83.8%です。子どもの定義は、国際的には18歳未満です。少なくともほぼ全ての家庭が子どもを高校に進学させ、費用を負担するわけですが、高校生年代が最もお金がかかります。体も大きくなり食費はもちろんですが、スマホなどの通信費や高校への通学費も大きいです。

先程伺いましたが、約3分の2の高校生が町外の高校に通っているわけです。そしてその通学費ですが、隣の自治体の大洲高校の最寄り駅、西大洲と内子間の1ヶ月の高校生定期代は7,840円。伊予高校の最寄り駅と内子駅間では、同じく1万4,740円。松山市駅までは2万5,090円です。立川地区の高校生が内子高校に通うための、伊予、立川、内子間でも5,270円かかるわけです。切れ目のない子育て支援を実施するため、町内高校生への教育支援金として1人あたり年5万円を拠出することを検討できないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 関根議員のご質問にお答えをいたします。子育てにかかる費用は乳幼児期だけでなく、小学校、中学校、高等学校と上の学校へ進学するにつれて増大して参ります。内子町においては、中学生までの医療費の無償化としていた子ども医療費について令和3年10月から高校生までの医療費無償化や、令和5年度からは小学生と中学生の修学旅行にかかる費用の一部助成に取り組むなど、子育て支援の充実を図ってきたところで、また、国においては「子どもの未来戦略方針」において示された「加速化プラン」に基づき、児童手当について所得制限の撤廃や、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降3万円とする抜本的拡充などを実施する方針が示されました。

そのような動きの中で、内子町独自の教育支援金の給付につきまして現時点で実施する予定はありませんが、今後、国の動きに注視しながら、子育ての切れ目のない支援についてどのような支援が望まれ、求められているか、効果的で必要な支援は何かなど、検討して参りたいと考えております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。現時点では、高校生の教育支援の予定はないということですが、今、答弁もありましたように切れ目のない子育て支援ということで、特に高校生にも目を向けていただきたいと思います。

次に移ります。高齢者福祉の増進についてです。先程の小田分校、新しく第5寮ができて、寮全体の定員が41名増え、現在77室あると伺っています。来年度の入学生で、今後数年のおおよその入寮希望者数の見込みが推測できるのではと思いますが、定員77名が全て埋まるというのは考えにくいのではないのでしょうか。

もし寮生が定員に満たなかった場合、居住スペースとしての町有財産が有効に活用されないこととなります。来年度入学の小田分校入寮生が寮の定員に満たなかった場合、寮の1

棟約10室を、特に独居高齢者用の町営住宅として転用はできませんでしょうか。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） ただ今の関根議員の質問にお答えをいたします。小田寮の1棟を独居高齢者用の町営住宅として転用できないかというご提案でございますが、現時点においては、小田分校存続に向けた取り組みを地域住民の皆様と一丸となって推進しているところでございますので、年度ごとの空き部屋の状況によって他の目的での用途を検討するものではないと捉えております。

また、寮の敷地内で全く別の用途に使うということになりますと、寮生と高齢者、お互いの生活動線や周辺環境に与える影響等も考慮する必要がありますので、小田分校が存続する限りにおいては、他の施設への転用は考えておりません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。現時点で転用を考えていないということですが、おっしゃることもよく分かります。ただ、できないということもおっしゃられなかったと思うので、そういう可能性もあるのかなというふうにも思いました。

かつて、家族の形態は夫婦と子ども2人の4人家族をモデルとして全国で公営住宅がたくさん建設されてきたと言われていますが、現在では居住形態として単身世帯が最も多いと言われていています。これから内子町でも高齢の単身世帯が増えていくと推測されますが、高齢単身世帯は民間の賃貸住宅を借りることは難しいと言われていています。また、運転免許を返納して、山間部など交通の不便な持ち家に住むよりも、買い物や通院に便利な町の中心部に移りたいという高齢者の方が多いのではないのでしょうか。一人暮らしの高齢者を見守る福祉という観点でも、町中心部にある程度まとまって住んでいただいた方がケアをしやすい面もあるのではないのでしょうか。今後、小田分校寮の一部だけでなく、内子や五十崎の中心部などで、例えば民間のアパートを買い取るなどもひとつの方法だと思いますが、単身の高齢者向けの町営住宅を増やしていくということについて検討はできないのでしょうか。町長、お考えを、ご所見をお伺いしたいと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。町営住宅、通常のもので、町営住宅についての改修。もうこれもですね、実施しなければならないということで計画をしているところであります。当然、単身者が増えているというのは理解しておりますけれども、まずはですね、そういった町営住宅、通常のもので、そういったところからスタートしていきたいと思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。次に移ります。内子町はご承知のように、進学や仕事の都合等で転出する方が多いわけですが、町外に出て暮らしを営む人で、内子に住む高齢の親を気にかけている方も多いのではないのでしょうか。

今、ふるさと納税が返礼品の魅力などで利用する方が大変多くなっています。しかし、返礼品の魅力だけでなく、本来の意味でふるさとを応援したい、ふるさに残っている高齢の親の生きがいがづくりや見守りなどのために寄付をしたいという方も少なからずいらっしゃるのではないのでしょうか。また、返礼品を不要として、少額でも使い道を高齢者福祉のような事業に限定して寄付をされたいという方もいらっしゃるのではと思います。ふるさと納税の使い道に、高齢者の生きがいがづくりや社会参加の促進、見守りなど高齢者福祉事業を追加するとともに、寄付額2,000円の「返礼品なし」を選択できるようにしてはいかがでしょうか。ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」の使い道のページでは、旭川市のように高齢者等の見守り活動を支えるボランティアの交通費や保険料、地域ふれあいサロンを行うための会場資料使用料等に充てるなど、使途を具体的に示すことも有効ではないのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。現在、内子町のふるさと納税の使い道といたしまして、5つの使い道をお示しさせていただきます。1つ目が「美しい風景づくりや環境の整備」。2つ目が「町長おまかせコース」。3つ目が「世界につながるまち・内子を目指して！国際交流の促進」。4つ目が「歴史的建造物の保存・活用」。5つ目が「内子高等学校小田分校の魅力化推進」でございます。

そのうち「町長おまかせコース」は、内子町総合計画重点施策、いわゆるミライプランのことでございます。そのうち、ミライプラン2は「誰もが安心して暮らせるまち」でございます。その中には議員ご提案の「高齢者福祉のこと」、「高齢者の生きがいがづくり」、また、「社会参加の促進」など、具体的に記載をしております。

また一方、ミライプランはどれも重要な町の施策でございます。ですから、高齢者福祉だけでなく、農林商工業であったり、観光の振興、子育てや教育、防災減災の取り組みやDXの推進など、他の部分についての取り扱いや整合性について調整が必要でございます。

ふるさと納税は議員おっしゃる通り、本来寄付を通して生まれ育った町、お世話になった町、これから応援したい町の力になろうとする、また力になっていただく制度でございます。こうした趣旨からも、ホームページやサイドのトップで最初に使い道としてお示しするのは細かい内容ではなく、町としてどのようなまちづくりを行うのか、どのような町にするのかという大きな方向性や柱をシンプルに分かりやすく、しっかり示すことが訴える、また伝える、そういった点からも大切だと考えております。

ただ、必要に応じてその中身、詳細をお伝えすることができるよう、「町長おまかせコース」から総合計画の中身を見ることができるようにするなどの工夫を行うとともに、他の施策とのバランス、寄付者からの声、また、他の市町の状況などを参考にしながら、状況に応じた配慮、対応をして参りたいと考えております。

なお、寄付額2,000円の返礼品なしにつきましては、すでに選択できるようになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。そうですね。本当に、本来の意味でふるさとを応援したいという方も多いと思うので、特に内子町出身者が、高齢の親が内子町に住んでらっしゃるとい方が、その高齢者の生きがいづくりを応援したくなるような、少し一歩踏み込んで具体的な使途をですね、明確にして書くというのは選択しやすくなるのではないかと思いますので、そういうことを検討していただきたいと思います。

最後、次に移ります。ごみ収集場までごみを運ぶことが困難な高齢者に対して、ごみ出し支援事業を実施している自治体が県内でも増えています。主に単身で生活する要介護認定者や障がい者などを対象としている市町が多いようですが、本町でのニーズの把握や検討状況はいかがでしょう。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、関根議員のご質問にお答えさせていただきます。近年、高齢化や核家族化の進展に伴いまして、高齢者のみの世帯が増加する傾向にあります。こうした中、家庭からのごみ出しが課題になる事例が生じております。このような中、ごみ出し支援事業を実施する自治体が全国的に増えてきており、内子町におきましても課題のひとつと捉えております。

これまで、ごみ出しに対しての直接的なニーズ調査は行っておりませんが、関係部署との情報交換や地域包括支援センターが行っております各調査などによりまして状況等の把握を行っております。令和4年度に独居高齢者及び高齢者世帯などを対象にいたしました「生活状況に関するアンケート調査」におきましては、回答いただきました方の約20%が「ごみ出し・粗大ごみの処分に困っている」と答えられております。可燃ごみなど、ごみ収集ルートであれば、収集場所の変更、増設にというようなことで対応しております。また、年4回実施しております粗大ごみにつきましては、職員によりまして戸別収集を行っております。

現状として、ホームヘルパーさんによる家事援助や、また地域の方々の助け合いによりまして家庭からのごみ出しができていないのではないかと考えております。今後さらに高齢化が進む中、このような助け合いも困難になり、近い将来、支援を必要とする事例が増加することと予想されます。保健福祉課、地域包括支援センターや関係機関と連携を図りながら地

域の実情を把握し、ニーズを取りまとめていきたいと考えております。その上で、他の自治体の事例を参考にしながら、効果的な支援や運営体制などにつきまして具体的な検討を次年度より進めて参りたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之委員。

○3番（関根律之君） はい。丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございます。そうですね。こういったごみ出し支援をする自治体が増えているということで、状況をいろいろ調査、検討されているということで、非常に良かったと思います。松山市が今年度からごみ出し支援を始めたということで、ちょっと職員の方からお話を伺う機会があったんですけども、登録している方が400数十名だったというふうに記憶しています。高齢化率とか人口比を考えれば大体ニーズがどのくらいあるのかということも推測できると思いますので、ぜひ実施に向けて引き続き検討していただきたいと思うのですが、その話の中で実際にごみ出し支援に伺った作業員の方が、1人で住まわれている高齢者の方が実際に倒れていまして、助けてということで。それで何とか声掛けをして、他の方に繋いだというような事例があったという話も聞きました。町としても、高齢の单身の方が増えていくということを十分にもう推測、予想されているいろんなことを考えられていると思いますので、ぜひこういったことも前向きに検討に向けて、前向きに進めていただきたいと思います。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（久保美博君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時から再開します。

午前 11時 41分 休憩

午後 1時 00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） 議席番号2番、塩川まゆみです。12月定例会にあたり、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

去る11月21日に東自治センターで行われた令和5年度内子町戦没者慰霊祭に議員として初めて出席いたしました。今年で戦後78年目となり、終戦の年に生まれた方が78歳、実際に戦争を体験された方々は80代後半から90代以上のご高齢となり、戦没者遺族会会員数も年々減少しているとのことです。式典に先立ち、町内在住の90代の方の従軍体験

記が朗読されました。日々上官から理由もなく殴られ「人間として扱われなかった」と、その想像に余りあるお辛い体験を綴った言葉が胸に迫りました。

当日配布された式次第には、町内1,026名の戦没者のご芳名が記載されています。空襲などの直接的な被害のなかった内子町でこれだけ多くの方が戦争によって命を落とされたという事実に呆然といたしました。お1人お1人の名前の漢字を眺めていると、その健やかな成長や幸せな人生を願う思いを込めて名付けられたことが伝わってきます。そんな人たちの命が若くして戦争によって失われたことが本当に残念で悲しく、無念に思われました。

式典終了後、五十崎の龍王城跡にある慰霊塔の扉が開かれる、開扉されるということだったので、私、内子町に移住してきて12年目にして初めて慰霊塔に足を踏み入れました。そこには旧内子町、旧五十崎町地域出身の戦没者720名あまりのご遺影が壁に一面にぐるっと掲げられており、お1人お1人の亡くなられた年齢や戦没地などが記載されています。圧倒されました。先程述べましたように、名前をなぞるだけでも万感の思いがありましたが、まだ幼さ残る表情、生き生きとした笑顔や軍服姿で緊張した表情などの写真の与える衝撃。この場にはご覧になった方もたくさんいらっしゃると思いますが、これはもう言葉になりません。戦没者の追悼においては「戦後日本の繁栄の礎となった」、また「尊い犠牲」という表現がよく耳にされます。しかし、この亡くなられた方々が徴兵されることなく地域にあり、その才能や特技を生かして生業にいそしまれ、愛する父や夫や子どもと家族として暮らし、人生の長きにわたって平和のうちに過ごされた方がどれだけ地域や国を豊かにしたことでしょう。遺族の皆様も、大切な家族であり支えであった人を失って、文字どおり塗炭の苦しみを味わうようなことはなかったことでしょう。

町長をはじめ、遺族会の方々の式典における慰霊の言葉においても、戦争体験の風化、次世代に伝えていくことの困難さについて語られました。またこの機会、ご遺族の方から直接お話を伺うこともあり、今回の一般質問に取り上げたいと強く思った次第であります。

そこで、まず1つ目、慰霊塔の維持管理及び開扉について質問させていただきます。現在、慰霊塔の維持管理については遺族会会員有志で、周辺の清掃作業を年2回程度行っているとのこと。このまま遺族会有志にお任せしては、当然高齢化などにより担い手がなくなることは明らかなですが、今後の維持管理について町のお考えを聞かせてください。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 慰霊塔の維持管理等についてお答えをいたします。先の大戦で命を落とした戦没者を偲ぶため、各地で慰霊碑、慰霊塔が建立されました。内子町には、龍王公園の内山慰霊塔と寺村の小田町慰霊塔がございます。建設者はそれぞれ内山慰霊塔建設推進協議会、小田町慰霊塔建設委員会となっており、管理を遺族会や郷友会が行って

おります。

内山慰霊塔では、平成10年頃に雨漏りによる修繕を遺族会、郷友会で行っておりますが、過去の雨漏りの関係から内部天井のコンクリート剥離などがみられ危険であり緊急性が高いため、今年度遺族会からの申請に基づいて町が補助を行い、遺族会において修繕を行いました。今後もこうした修繕等については町も支援を行いながら、遺族会で取り組んでいきたいというふうに考えております。

内子町遺族会会員は平成24年度は492人いらっしゃいましたが、現在は312人となり、年を追うごとに減少をしてきております。管理につきましては、遺族会、郷友会で年3回清掃活動を行い、お盆の3日間は内山慰霊塔の一般開放を行っております。慰霊塔開放につきましては遺族会には総会等で周知をしておりますが、地域住民に対しては周知をされておられません。今後どのような形で周知ができるのか、遺族会と相談していきたいというふうに考えております。

世界中で大規模な紛争が続く中、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えていくことは大切なこととございます。内子町では、戦前、戦中、戦後の激動の時代を生き抜いてこられた方々からご寄稿いただきまして「私の戦争体験記」として、平成24年に冊子にまとめております。この冊子は学校や図書館、各自治センターに配布したほか、一般には有償で販売をいたしております。また、成人式、20歳の記念式では記念品として毎年参加者に配布をして、若い方にも読んでいただくようにしております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。清掃作業、年に3回、遺族会の方がされているということですが、例えばその実施や計画について、町の方が積極的に今後関与していくというお考えはおありでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 清掃活動はもうボランティアっていう形でやっております。内子の遺族会、遺族会の内子支部と五十崎支部で1回ずつ、それから郷友会で1回という形になっておりますけれども、遺族会の中でももう一つ下の組織がありますので、そこを順番に、輪番でやっているというような形で取り組んでもらっておりますが、そういった流れにつきましては、もう各遺族会の考えで取り組んでいただけたらというふうには考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 例えば、その清掃日程をですね、遺族会の中だけではなく広く周知する。何らかの形で周知することで、同じようにボランティアとして参加したい方々もいらっしゃるかもしれませんので、そういう点も、もし検討していただけたらと思うのですが、

いかがでしょう。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 清掃につきましては、春・秋の彼岸前、それからお盆前ということで参拝する時期の前に清掃活動は行っておりますけれども、その清掃の件について、ちょっと町の方に連絡があつてということではないんですが遺族会と相談しまして、そういった呼びかけについてもできるかどうかまた検討させていただいたらというふうに思っております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

続きまして、町民への周知についてです。先程答弁にもありましたように、「私の戦争体験」という冊子があるのはとても良い取り組みだと思いますし、2012年8月の広報うちこの巻頭特集「平和をつなぐ」の中でも、慰霊塔内部の写真や町内の戦争体験者のお話、また2015年8月の広報うちこの特集においても1ページを使って慰霊塔について詳細に紹介された記事がありました。これらは大変有意義な取り組みだと考えます。

現在、扉を開ける開扉は、先程から述べられているように、お盆の頃、終戦記念日前後と戦没者慰霊祭の日ということですが、他の自治体では、これに春と秋のお彼岸の期間を加えたり、事前予約によって随時、または固定の曜日などで開扉する事例もございます。戦没者遺族の方が慰霊として記念日に訪れるだけではなく、それこそ戦争の記憶のこれ以上の風化をとどめ、その悲惨さを次世代にも伝え、平和について考えてもらう機会とするためにも、より幅広く町民の方に知っていただく必要があると考えられますが、開扉の機会を増やすことについてはどうお考えでしょうか。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 質問の確認なんですけど、これは2番目の質問ではなくて、先程の関連質問ということでよろしいでしょうか。

○2番（塩川まゆみ君） はい。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 分かりました。すいません。

開扉の頻度につきましては、遺族会に開扉は行っております。開扉について一般開放する場合に、一般の方が来ってもらう場合に、ただあの中を見ていただくということではなくて、そういった状況とかもできれば語っていただければより深い学習になるかなというふうに思いますけれども、そういった調整がちょっと今の段階でまだできておりませんので、そういったことも含めて遺族会と相談して、できることがあれば進めていきたいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。広報での特集も大変読みごたえのある充実した内容であり、今後もまた繰り返し特集されていくことだと考えます。また成人式で「私の戦争体験」が配布されている、また町内の各所でも手に取れるようになっているということは本当にとっても良いことだと思うんですが、さらに取り組みを進めてこの慰霊塔や戦争体験を学校での平和学習に、平和のための学習に活用するというお考えは、教育長、いかがでしょう。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。先程から話題になっておりますが、確かに戦争体験をされてきた方が高齢化になり、少なくなっている事実がございます。一方で、この慰霊塔などはですね、地域にある本当に平和学習にはもってこいの教材だと私考えておりますので、改めてですね、この慰霊塔をですね、平和学習に有効に使えるように、また子どもたちにきちっと継承できるように、校長会等を通しましてですね、周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございました。子どもたちにもぜひ本当、戦争体験等、遠くなっていくんですけども、あれを見ることの衝撃といいますか、良い意味でとは言いませんけれども、やっぱり記憶を風化させないためにも、また想像力ということで、平和のためにぜひ、子どもたちの教育にも生かしていただきたいと思います。

続きまして、2つ目、内山慰霊塔周辺環境の整備についてお尋ねいたします。慰霊塔のある丘は龍王城の跡ということですが、ちょうど私が訪れた頃は紅葉もちょっと終わりかけでしたけれど美しく、ウォーキングや犬の散歩の方ともすれ違って、地元の方にとって憩いの場になっていることがうかがわれました。しかし、慰霊塔のそばの東屋の床などはちょっと使用がためらわれるほど傷んでおりまして、多分、町の管理ではないのかもしれませんが、またその慰霊塔に至る石段や脇の道なども、ここが龍王城跡であり慰霊塔があるということが、初めて訪れる人にはちょっと分かりにくいのかなと感じられました。現在、藤棚の改修などが予算化され、龍王公園の再整備が進められていますが、この慰霊塔周辺地域の環境整備についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮保健福祉課長。

〔久保宮賢次保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（久保宮賢次君） 内山慰霊塔では、遺族会、内山郷友会で年3回、先程申しましたように春と秋のお彼岸前、お盆前に周辺の草刈、清掃を行い、慰霊に来られる方が気持ちよく訪問できるようにいたしております。戦没者を偲び、戦争の記憶を伝承するため

にも、引き続き、遺族会、郷友会に関わっていただき、戦争の悲惨さ、平和の大切さを伝える活動とともに、清掃を含めた維持管理に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また、龍王城跡を含めた龍王公園全体の環境整備としまして、町において樹木の剪定などの整備を行っており、引き続き、環境整備に努めていく予定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。高級施設であるオーベルジュ内子での宿泊や食事、入浴などで利用されるお客様、またバイオマスの視察も県内外から受け入れております。そのお客様などが周辺を散策すると想定した場合も兼ねて、周辺の環境整備には力を入れていただきたいと思います。

関連して2番目の質問に移ります。旧町時代の町有施設についてです。慰霊塔に隣接する旧五十崎民俗資料館は2008年、平成20年1月より休館しているそうですが、今回見たところ、建物の床下にやや壊れた道具が放置されていたり、ちょっと荒れ気味の空き家のような様子になっております。まず、この旧五十崎民俗資料館の現況と今後の活用方針についてお尋ねいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 塩川議員のご質問にお答えをしたいと思います。龍王公園隣接する昭和54年に開館いたしました五十崎歴史民俗資料館は、平成19年より休館中でございます。収蔵資料は1,788点でございます。開館当初に、五十崎地区の老人会が明治百年記念事業として町内から収集された資料をはじめ、五十崎地区の地域史を物語る民俗資料を収蔵しております。収集後は国の交付金事業等を活用しながら、資料整理を適切に行っております。休館中と申ししましても、町民等の要望に応じて、職員が同行した上で館内を見学していただいております。本年度、令和5年度においては、内子町女性団体連絡協議会が主催し、10月24日に館内見学会を含む研修会を実施いたしました。今後も、同様な見学会や自治センター主催による各種講座において企画を催しながら、活動を広げて参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。単に閉じているだけではなく、そういった求めに応じて開放されていることもあると聞き安心したのですが、年にどのぐらい利用されているのでしょうか。また、日頃の定期点検的な作業というのは、年間どの程度の頻度で行われているのでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。開館といいましょうか、こういう利用の仕方について、私の記憶では2回から3回というふうになっております。

通常の維持管理につきましては、自治・学習課の職員2名から3名におきまして、ドアの開け閉め等を行いながら定期的な換気等を行っているところでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 当時はとても、旧五十崎町時代にはとても先進的な取り組みであったというふうに当時を知る方からお伺いしたんですけれども、ちょっともったいない。今それだけの資料の収集をしながら、町内団体の研修に多少使うようでは、これももったいないんじゃないかと思うんですね。1問目の答弁とも関連するんですけれども、このただ今、再整備中の龍王公園の地域にありまして、例えばこの旧五十崎民俗資料館の全部じゃなくても、一部を戦時資料館として再整備するというのはどうかと考えたんです。東京都町田市の場合ですけれども、これは慰霊塔に隣接する敷地に建物がありまして、そこを町田市戦没者合同慰霊塔会館という名称にして戦没者慰霊塔への参拝者の休憩所として、また展示資料を展示する施設として随時開館されています。そのような整備も位置関係的にですね、可能ではないかと思うのですが、その可能性についてはいかがお考えでしょうか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。まずですね、活用の方法。先程は自治センター主催による活動というふうな、講座というのはご説明させていただきましたけれども、その他ですね、子どもたち向けではございますけれども、五十崎のコミュニティスクール、これらのふるさと学習の方で使わせてもいただいておりますし、他の事業につきましては自治・学習課所管でありますけれども、直接業務展開をさせているところでございます。新しい施設の建設につきましては様々な課題もあらうと思います。当然予算のこともあると思いますし、その辺りはですね、総合的にこれからの課題として考えさせていただいたらというふうに思います。よろしくお願いします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 新設ということではなくて、この既存の民俗資料館の一部を活用という形で考えたんですけれども、ぜひ前向きにご検討いただけたらと思います。

続きまして、同様に2番目。旧小田町郷土資料館の現況と今後の活用方針についてもお尋ねします。こちら旧小田町郷土資料館も2004年、平成16年以来閉館しているということですが、2017年から18年にかけて、平成30年頃、愛媛大学社会共創学部の研究室が中心となり、小田自治センター、教育委員会、地元住民と連携の上、旧小田町郷土資料館

に収蔵される民俗資料の継承と活用の可能性を検討する「小田の民具継承プロジェクト」というのが実施されました。その後、このプロジェクトで得られた知見などはどのように生かされているのか、お聞かせください。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） はい。塩川議員さんのご質問にお答えしたと思います。どう生かされているかということでございますけれども、2－（2）の今後の活用方針というようなことでよろしいでしょうか。

中田渡地区にある旧小田郷土資料館は平成16年より休館し、平成18年に閉館しております。収蔵資料は2,365点でございます。現在の城の台公園にあたる太田城跡遺跡からの出土品をはじめ、農機具類や植樹に関わる歴史民俗資料を収蔵しております。現在の施設見学の方法や今後の活用については、先程説明させていただきました五十崎歴史民俗資料館同様でございます。参考としましては、実績といたしまして、小田小学校のふるさと学習や、旧二宮家の方に民具の展示をして町民の皆さんにご鑑賞いただいているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。この平成30年の民具を通した生活文化継承プロジェクトのプレスリリースの中にもありましたけれど、本当、郷土資料館の関連予算の減額や人手不足により、収蔵庫の確保、活用管理が十分に行うことができない実態が指摘されて、また地元住民から持ち込まれる民俗資料も増加傾向にあり、これら寄贈された貴重な資料をどのように継承し活用するかが自治体にとって大きな問題になっているということが指摘されておりました。これは文化財行政として町のみならず、地元住民や学校教育機関、NPOなど、多数なステークホルダーが協働、連携し、生活の中で継承を活用していく新しい試みが必要とされております。五十崎や小田の例でも、学校のふるさと学習に生かすというのはひとつの有効な活用方法であると思っておりますけれども、これらを例えばこれ以上の有効活用が望めない、負担になるってなったときには、もう当然、地域の方のお考えも十分に聞いて、今後の方針について活用していく必要があると考えますが、今この、これらの郷土資料館について地域の方の意見を聞く機会というのは、何らかの形で設けてあるのでしょうか。また、地域の方にどのように認知されているのかについては把握されていますか。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見自治・学習課長） はい。旧小田郷土資料館についての地域の認知ということでございますけれども、周辺の自治会の皆さんにつきましては、今までの経緯を

含め十分に、この施設の中にですね、どのようなものがあるかっていうのは理解をされているものだというふうに思います。ただし、旧内子であったり、旧五十崎においてはですね、距離もあることですし、いわゆる宣伝活動というはできていないのが状況でございます。その辺り、しっかりと今後やる必要があるのかなというふうに、今ご質問を聞いてですね、思いましたので、今後強化して参りたいというふうに考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。それでは、この2番目の質問の最後、（3）旧五十崎町、旧小田町内の文化資源の保存と活用についての将来的な方針についてお尋ねします。今回、これまでこのそれぞれの郷土資料館2つ取り上げましたが、この2施設に限らず、合併前の旧3町が管理していた施設で、その機能や目的が重複するようなものも当然あり、その維持管理や運営方針については、合併当時に各地区の地域審議会によって精査・検討され、今に引き継がれているものと理解しております。しかし、合併から18年が経過し、また今回新たな総合計画の策定中の今、改めて町のグランドデザインにおいて、これら旧町の遺産ともいべき施設の位置付けを再確認し、有意義な形で整理する必要があるかと考えます。あくまで個人的な考えではありますが、例えば旧内子町では、商店街に歴史民俗資料館として「商いと暮らし博物館」があり、また町並み保存地区もあります。当時の生活に密着した資料の展示保管などは、これらの施設が主に担当する。そして五十崎には、五十崎出身の戦没画家である上岡美平氏のアトリエや、2017年には企画展も開催された実績もあり、例えばですけれども、美術、アート、戦時資料に特化したような資料館を考える。そして小田地区では農村や山間地の暮らしの民俗資料に特化するなど、これ本当、あくまで1例ですけど、地域によってそれぞれの資料館の特色を出していくということも考えられると思います。この辺については、いかがお考えでしょうか。旧3町のそれぞれの文化資源の今後の活用についてです。お聞かせください。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

○自治・学習課長（福見光生君） はい。塩川議員さんのご質問にお答えしたと思います。3町の施設ということでございますけれども、どのように活用していくかということでございます。今後におきましてもですね、旧五十崎町、旧小田町、先程申しました五十崎民俗資料館や旧小田郷土資料館、これを含めますものでございます。内子町全域の取り組みとしてですね、民具の出張活用を小・中学校のふるさと学習に教材用として提案したりですね、町民対象の「ふるさと学のススめ」という教育委員会が主催する郷土講座で活用を図って参りたいというふうに考えております。町内の資料、これら2万点ございますので、それらを有効活用しながらですね、小田は農林業の機具、そしてまた、五十崎は和紙関連のものもございます。そして、内子は先程もありました木蠟関係が収蔵してありますので、こ

れを有効的に活用することが大事かなというふうに思っています。先程申されました総合的な施設の活用については今後の課題としてですね、取り組んで参りたいというふうに考えております。以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございました。まさに地域の宝であります。地域内での活用はもちろんですが、全国や世界にですね、本当、古民具マニア、また戦時資料マニアというのはあれですけど、そういういろんな方々、好事家の方々もおられますので、そういう方々が例えば移住や関係人口として関わるように広報を広げていくという考え方もあります。ぜひ、次の総合計画の中でも積極的な活用を検討していただけたらと思います。

続きまして3番目、旧森家住宅の今後についてお尋ねさせていただきます。

まず1番。11月20日より町のホームページで公開され、現在実施中のサウンディング型市場調査についてです。サウンディング型市場調査という言葉が今回初めて耳にいたしまして、質問に先立ちまして、国土交通省総合政策局発行の「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」などを紐解き、個人的にも大変勉強になりました。内容や意義についてはある程度理解したのですが、すでに第1期工事実施設計事業が開始している今、このサウンディング型市場調査を実施する意図と、その結果をどのようにこの第1期工事実施設計事業に反映していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

そもそもこのサウンディング型市場調査は実施設計の受託業者の決定に先立ち行われるものではないかなという印象を得たのですが、町の該当ホームページの下の方には「実施設計受託業者の提案内容」として資料ももうすでに公開されております。ちょっとタブレットの方に送信させていただきましたけど、これもこのホームページの中に、このような形でですね、マルシェやカフェ、ショップなどが、あくまで案ですけども提示されている状態にあって、今回のこの市場調査の結果をどのようなふうに反映していくのか、お聞かせ願えたらと思います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） サウンディング型市場調査は、先程、議員お調べになったとお聞きしましたが、個別の事業の必要性に応じて様々な段階で実施される検討プロセスのひとつであります。今回は事業化検討の段階で、民間のノウハウを活用することなどを目的とし実施いたします。具体的には、情報の提供、発信により、参入意欲の向上や、事業をより良くするための意見収集、事業スキームなどを事業者との対話により把握いたします。参加したことによるインセンティブはなく、対話する機会を設けることを一番の目的といたします。これにより、行政内部だけでは考えられなかった優れたアイデア等を把握

できることに期待しております。

結果の位置付けにつきましては、実施設計に反映することを約束するものではありませんが、良いご提案があれば実施設計や2期、3期の整備に反映することが考えられます。集客効果を商店街や周辺地域に波及させる仕組みが必要なので、ワーキンググループや地域住民との話し合いも継続しながら、より良い施設を目指したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。それでは、この1期工事で今、提案されておりますけれども、建物はすべて残し、この建物を具体的にどのように活用するかの部分についての調査という捉え方でよろしいのでしょうか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 今回の調査につきましては、建物戸別への提案を受け付けておりますし、全体としての提案を受け付けております。また、建物の使用方法について具体的なご意見を聞かせていただけるものと期待しております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 例えば、この1期工事の範囲全体の優れたアイデアとして、何らかの建物の取捨選択が行われるとしたら、それも受け入れる余地があるということでしょうか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 1期工事につきましては、今のところ全ての建物を活用する方向で検討しております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 分かりました。続いて2番目です。この旧森家整備事業は、今後2期、3期に分けても同様に工事が進められていく予定ですが、先程ちょっと答弁にもありましたけど、それぞれの工事についても今回のような手法で市場調査を実施する予定でしょうか。今決まっている範囲でお聞かせください。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） ご質問の第2期工事以降の進め方につきましては、基本計画をベースに、設計者を交えてワーキンググループで詳細を詰めていく予定でござ

います。2期工事分は交流スペースとしての整備を計画しておりますが、一部はテナントとしての利用があるかもしれません。その場合は、同様の市場調査を実施する可能性はございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。この旧森家については、これまでも何度か議会でも特に大きな話題として扱ってきた経緯があるんですけども、やはりもう取得したものであるし、ある程度進んだものであるので、本当に有効な、町民に愛され、地域のためになる施設になってほしいという思いはもう皆様と全く同じです。ちょっとこの特に1期工事に関しては、今の答弁を伺ってもちょっと納得のいかない、腑に落ちないところはあるんですけども、ただどういう形であれ、町民への公開と報告を速やかに、また議会に対しても行いながら、より良いものになるように。なるべく透明なプロセスを経て、いろんなことを決めていきたい。特にこの指定管理などについては決まり次第といいますか、そこが見えてこない、今後の予算もですけども、議会で検討する中において、ちょっと検討材料として不足することになると思うんですね。なので、そのあたりをきっちりしていただきたいと思うんですが、その点は大丈夫ですか。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） はい。その点は強く心がけて、今後もホームページ等での発信も続けていきたいと考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ぜひホームページだけではなく、実際に地域住民の方との対話も取り入れていただきたいと思います。

最後に4番目。今後の町内小学校の再編計画についてお尋ねします。令和4年の出生者数は通告書で50人としていましたが、昨日改めて町のホームページで公開されている数字を確認しましたところ、2022年1月から12月の1年間の出席数は58人でありました。いずれにしても、このままいけば7年後、町内全体で小学校の新入生が30人学級にしても2クラスということになります。現在7つある町内の小学校については、今後の統廃合なども視野に入れた具体的な検討が急務であり、9月20日には教育改革懇談会で今後2年かけて議論し、答申をまとめる予定になっているとの新聞報道も拝見しました。この学校再編に向けたロードマップの作成など、具体的な取り組みはどの程度進んでいるのでしょうか。お尋ねいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。塩川議員の「町内小学校の今後のあり方、ロードマップ作成等の具体的な取り組みについて」にお答えいたします。

ご存知の通り、現在内子町では、内子町の学校教育の現状や課題を的確に把握するとともに、子どもたちにとってより良い学校教育環境の提供、内子らしい教育のあり方などを幅広く検討し、学校教育の質の維持及び向上に取り組む必要があることから、内子町教育改革懇談会を今年度設置いたしております。教育改革懇談会では、教育委員会からの諮問に応じて、小・中学校の適正規模、また適正配置に関する改革案や基本的な考え方などを議論いただいているところです。今後、教育改革懇談会からの答申を受けまして、具体的な方針が定まるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ただ今、検討中であることは分かったんですけども、具体的には何年までに結論を出す予定でしょうか。先程2年かけて議論するというのがあったんですけども、これ例えば2年後の時点で何校にするという結論まで達する見通しをお持ちなんでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。今後のスケジュール、予定でございます。まずですね、来年度、令和6年度には中間答申をいただきたいと考えております。その後、2年後になりますけども、令和7年度に最終答申をいただきたいということにしております。しかしですね、やはりこの問題は当事者、また地域共々、やはりすごく重い問題でもございますので、この議論については拙速であってはいけないというふうに考えております。従いまして丁寧な議論が必要になると思いますので、もしかしたらこの期間は延びる可能性も十分あるということをお含み置きいただけたらと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 平成22年の前回の統廃合の時の教育改革懇談会答申では、「現在及び将来予想される児童・生徒数の状況を考慮し、極端な少人数学級は解消すべきである。」という方針に基づいて、統廃合がなされたということでありました。また、その中では「学校規模がある程度大きくなることにより、子どもの学習の面でも、生活の面でも多様な同年代の子どもたちと接することで刺激を受け、活気が増し、幅広い感受性を持った人間形成を行うことができる。」とあるのですが、これだけ少子化が進んでいきますと、この当時のような、必ずしも同年代の集団教育をもって幅広い感受性を持った人間形成に資することができない、やりたくてもできない状況が迫っていると思うんですね。集団教育だけを言えばいずれ町内の小・中学校各1校に集約されることになります。方向性としてはもう、そうならざるを得ないという見通しを現在でお持ちでしょうか。答えにくい質問かもしれ

ませんが、だいたいのところは。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） 本当に今の状況ではなかなかお答えしにくいことなんですけど、今、議員が言われましたように集団教育、やはり児童生徒が集団の中で多様な考え方を認め合い、協力し合い、それから切磋してですね、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていく環境というのはね、必要だということは文科省が言っております。そのためには、やはり一定の規模を確保する必要があるというふうに文科省が言っております。ただし、一方で小規模校はですね、地域のコミュニティの核でもございますし、防災の面、それから地域づくりの面でも重要な役割を果たしております。そういった面とですね、またある一方で小規模校のメリットもございます。集団教育のメリットもある一方で、丁寧なやはり指導ができる。それは生活指導にしても、勉強の指導にしても、小規模校では丁寧にできますから、その辺はですね、やはり難しい問題で。一定規模をどこにもつのか。その辺をですね、この委員会においてじっくりと協議していただきながら。当然1つ、今の内子町の児童生徒の数でいえば小学校1校、中学校1校ということは現実的にはあるんですけども、例えば小学生の通学時間がそれで体力的にもつのか、そういったこともございます。それを総合的に考えながら、委員会の中で具体的な再編案を考えていただきたいなと思っておりますので、今少しお待ちいただきたいなと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 丁寧な答え、ありがとうございます。この質問はもう小学校の再編としていますが、要するにもうこれまでも何度も繰り返してこられたように人口問題であり、教育も含めた地域の環境整備の問題です。午前中の同僚議員の質問の中にもありましたけれども、高校存続のために小田地区では地域が一丸となって取り組んでいる事例があります。これは義務教育でありますけれども、この熱意を小・中学校にも地域が持たなければいけない時代が来ているのではないかなと思われるんですね。例えば、先程おっしゃられましたように集団で言えば1校1校でいいかもしれないけれども、小規模校を何らかの形で地域に残し、学びの多様性と子どもたちの学習権を保障するという意味でも、本当に内子町教育哲学というか理念が問われるこの10年と、向こう7年の間に問われるような事態が迫っていると思うんです。各校区の中で、今後の子どもの数の推移というのは大体把握されていると思うんですけども、最低、例えばこの学校の校区には何人の子どもの死守したい。それだけの子育て世帯が住んでくれるような対策も早急に導入するというようなことも含めて、町長、いかがお考えですか。この小学校の再編問題について。所見をお聞かせください。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） もう全体的にですね、本当に子どもたちが、出生が少なくなっているというようなことでございます。本当にそういう意味ではですね、危機感を持っております。少しでもですね、子どもたちを増やさなければならないということでですね、いろんな政策も作り、また施策を出させていただいているところであります。こういったことはですね、今後とも続けていこうと思っております。ただそういう中でですね、それぞれの今、小学校でいえば7校ございますけれども、その7つのところでですね、何人までとかですね、そういうことについてはですね、ちょっと軽々に今、この場でですね、言えることでもありませんし、それはこれからおそらく、いろんな議論がされていくんだろうというふうに思っております。いずれにしてもですね、子どもたちが少しでもこの内子で出生してくれるようなですね、そういう環境をですね、私たちはしっかり作っていく。そのために一生懸命に取り組んでいくということだろうというふうに思っておりますので、お願いをいたします。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。本当に地域から学校がなくなるというのは、当然これまでの合併を経て体験している地域が町内にあるわけですがけれども。地域住民の方にしてみたら、我が子が卒業してしまうとどうしても学校はある程度遠い存在になってしまうんですけど、地域から学校がなくなると子どもたちがいなくなり、通う教職員もいなくなる。教材業者さんの出入りもなくなって、地域に人の往来が圧倒的に減ってやっぱり活気がなくなってしまうわけなんですよね。これはもう単に子どもの教育だけの問題ではなくて、自分の住む地域がそれでいいか。もし静かになっていいやと思う人が多ければ、もうその地域はそういうことで仕方がないのかもしれないかもしれませんが、結局この地域住民が自分たちの地域をどうしたいか。学校を残すことも含めて、本当に我が事として考えていただきたい。先程も申し上げましたが、やっぱり我が子やお孫さんなどが卒業してしまうと、一般の人にとっては学校っていうのはちょっと遠い存在になってしまうんです。なので、この場で役場と議会だけで議論するのではなくてですね、もう何より地域の方を。そのためにコミスクなどの取り組みもありますけれども、そのコミスクにも関わっていない方、環境としての学校、ひいては結局は自治ということになるんですけど、そういう意識を高めるための活動を、これは全町横断的に考えていった方がいいと思うんですけれども、副町長、いかにお考えでしょうか。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） はい。私の答えも、もう教育長とだいたい同じ見解でございます。一概に一つの答えを先に出すっていうのはですね、これはナンセンスだろうと思いますし、あってはならないことだろうと思います。その時その時に応じた内子町での教育のあり方、これもまた違ってくるのではないかなと思うんですよね。これから情報化がどんどん進み、人口の構造も変わっていく中、また経済がどうなっているか。その辺りも本当にいろいろな

面を考慮しながら、教育のあり方っていうのも、その場その場で語っていかねければならぬというふうに思いますので、今すぐこうだという答えは私の方からも申し上げることができません。以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。今回、4つ質問させていただいたんですけれども、どれもこれも、どっちかというとは合併前、旧町の遺産とか、地域についてという横串を通したつもりなんです、私的には。平成の大合併の成果と課題については、本当様々な議論がありまして、この内子町においても同様だと思います。サービスが広域化したために、人口減少が著しい地域での生活基盤や行政サービスの維持が大変大きな課題となつて。同様に教育もですけれども、大きな課題となっています。

3町合併して18年経って、合併後に生まれた子どもにとっては内子町っていうのはもう合併した一つの内子町。私も12年前に移住してきたので、内子町というのはこの一つの内子町なんですね。ただもちろん、ここで生まれ育った方々は旧3町のそれぞれの文化や遺産というものを色濃く残されております。ただ、それをいかにうまくバランスしていくかというのが行政全体の大きな役割であり、それを地域の方だけでなく、この内子町全体として絵図を書くのはやっぱり町がやることなので、そこは心して取り組んでいただきたいと思います。

これから総合計画策定も本格化していきますが、第2期総合計画の検証も踏まえた上で、地域の遺産を生かす。もちろん、その観光資源として有効活用できるというのが望ましいんですけれども、もとよりアーカイブする。伝えて、次世代へ残していく。補完する。言ってみればお金にならない地味な作業を担うのも行政の大切な役割のひとつですので、ぜひそのあたりを心がけてやっていただきたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで、暫時休憩します。午後2時5分から再開します。

午後 1時 55分 休憩

午後 2時 5分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。最後に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸です。通告に従い、人口減少対策と町内の景況感について

質問したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

11月の初めに姉妹都市であるドイツのローテンブルクから市長を含む訪問団が来町され、学生の海外派遣事業も次年度には再開できることを期待しております。縮小や中止している地域行事や地方祭、イベント等も、次年度にはコロナ前の状況に戻ることを期待している限りではありますが、コロナ前までは何とか頑張っていたが、高齢化や人手不足により、このタイミングで終了しようと考えているといった声を、町内のどの地域からも聞きます。毎回のよう「人口減少対策」の一般質問をしており、またかと思われるかもしれませんが、地方はどこもこの問題を抱えており、早く取り組まなければ取り残されてしまうという考えをしておりますので、お付き合いください。

先日テレビを見ていたときに、愛媛県のCMが流れました。皆さんの中にも見たことがある方もおられるかと思いますが、「100万人の愛顔に会いたいキャンペーン」のCMです。内容は「1985年、愛媛の人口は153万人。2023年、129万人。2060年、78万人になる。どうなる？愛媛！」というものです。YouTube、県のこのキャンペーンのところの約13分のところでこのCM流れますので、よければ皆さんご覧になってください。78万人という数に驚いたわけですが、初めてこのCMを見た時にそれぐらいになるだろうと普通に見流し、驚かなかった自分に、その後驚きました。

2022年9月28日公開のNHKのWEBニュースの特集に「縮小する愛媛2060年の人口は？」というのがあるのですが、2060年の推計人口は1回目、2015年公表で81万4,000人。2回目、2020年公表で82万人。3回目の2022年公表で78万3,500人と、2022年の推計で初めて80万人を下回る結果が出たそうです。この推計は「いよぎん地域経済研究センター」が、直近の5年間の愛媛の年齢別の人口や出生率、それに移動率などを反映させて試算したものだそうです。推計が過去の公表時より減少した理由について、愛媛県は「出生数の減少が影響している」と分析をしているそうです。

その特集には県内市町のものがあり、内子町は2060年、5,825人。2020年と比較して減少率が62%。15歳から29歳の若い世代は418人で減少率が70.4%の試算だそうです。投資家のジム・ロジャース氏が、「このままでは日本は終了する。」と発言しており、低い出生率と高すぎる高齢化率に警鐘を鳴らしています。2010年頃から日本の人口は減っているのに内子町の人口減少も仕方ないことだと割り切っても良いのかと思います。このままでは消滅可能性都市とされていることから、2060年を迎える前に消滅するのではないかと心配です。

いつ頃から減り出したのかと思い国勢調査を調べてもらったところ、大正9年、1920年ですから、約100年前には旧3町で3万205人。ここから人口は増え、昭和25年、1950年がピークで4万1,781人、その後減少が始まり、昭和45年、1970年に3万人割れの2万9,059人。平成17年、2005年には2万人を割り、1万9,620人。令和2年2月、2020年には1万5,322人となっております。ピーク時には約2.5倍の町民がいたわけですが、時代背景を考察してみると、第二次世界大戦の終戦が1

945年。「産めよ殖やせよ」の国策が閣議決定されたのが1941年ですので、国全体が人口増に向かっていただけたのだと考えられます。また、乳児死亡率も昭和14年、1939年までは100以上、生まれた子どものうち10人に1人が1年以内に死亡していたため、たくさん産んで育てる必要があったと推測されます。乳児死亡率は、昭和51年、1976年に10を下回り、現在は250人に1人だそうです。医学の進歩による「多産多死」から「少産少子」に変わったことで死亡率が下がり長寿大国になった日本ですが、嬉しい反面、年金問題などが新たに出て、子どもを産んで育てにくい時代と言われるようになりました。町の面積の80%が森林の内子町ですので、人口が多いと住宅問題が出てきます。それは内子町だけではなく、日本全体で問題になっていることが安易に想像でき、多くの家族を支えるための集団就職が昭和29年、1954年から始まります。昭和30年、1955年から昭和48年、1973年の高度経済成長期もあり、徐々に地方から人が流出し、地方と都市の格差が広がったように想像ができます。

現在はテクノロジーの発達や機械化により、マンパワーが不要になってきました。通信環境も整備され、タイムラグもほぼなしで都市部とWeb会議ができることから、企業は地方での在宅勤務やサテライトオフィスと考え方も変わってきております。ネット通販などにより、都市部に住まなくてもほしいものが手に入るようになったことも、地方への移住者が増えた要因であると考えられます。

まさに時代は大きく変わったわけであり、現代において人口1万5,000人は内子町にとって危機的な状況なのかと、今までと違う考えから今回の質問をと思ったわけであります。

そこで(1)の質問になるのですが、パソコンにより業務の処理が早くなり、機械化により危険なことや多人数を要することも少なくなっていると考えられます。役場をはじめ、町内の事業所でもマンパワーは少なくてもよいのではないのでしょうか。町の面積の80%が森林ということからも開拓や開発は難しく、今以上に開けている土地もできるとは思えません。そういったことを考慮した場合、内子町の規模から理想の人口はどのくらいと考えるのか、町長に伺います。

○議長（久保美博君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「町の規模として理想の人口は。」ということでございますけれども、理想の人口の設定はしておりません。内子町の理想の人口についてはですね、一概にお答えすることは難しいのですが、住民の皆様は町に愛着と誇りを持っていただき、安全に安心して暮らしていただき、内子に住んでよかった、今後も住みたいと実感をしていただく。また、町外の方には内子に住みたいと思っていただける、そんなまちづくりを行うことが大切だというふうに考えております。

また町の人口ピラミッドでございますが、70歳代以下で見ると逆三角形をしており、とりわけ20代と10歳未満の人口が少ないことが分かります。内子町出身者の方々が安心して帰ってくることができる故郷づくりも重要だというふうに思っております。

そう考えると、理想の人口は単に人数のことだけではなく、暮らしの満足感、また生活のしやすさ、こういったものが重要だというふうに考えております。私も10年後の内子町のあるべき姿を描き、そのために必要なまちづくりの具体的な取り組みを第3期総合計画として現在、取りまとめをしているところであります。今後とも、住民や議員の皆様をはじめ、様々な方々の思いに耳を傾けながら、総合計画をはじめとする諸計画に基づき、内子の魅力を高めつつ、人口減少など地域課題を解決し、経済活性化に繋がる施策を推進する中で、住み続けられる町と住民の皆様の豊かな生活の実現を図って参りたいと思っております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。そう考えると、住み続けられない人口が減少しているということは、内子町には問題がある。理想の人口はもっと少ないのかなというところもちょうと、先程の答弁でちょっといやらしい捉え方をするようになってくるんですが、姉妹都市であるローテンブルクはどれくらいか調べてみたところ、1万人程度でした。それは多すぎるとサービス差ができてしまうということから、同規模の市町が欧州には多いようです。先程の答弁からすると、内子町も取り残される町民がいない規模というところを目指し、行政サービスをしっかりしていて、それが町の理想人口、人数は設けないが、町民全体が納得して幸せであるのが理想の人口だというお答えとお受けしてよろしいでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。理想の人口と申されましてもですね、これ確かに先程、議員さん言われましたように4万人の時もありました。また3万人の時もありました。その時々ですね、やっぱりその地域、農業が昔は盛んでありましたので、例えばタバコの耕作をですね、皆さんされて、そして所得もしっかりとあったと。そういう時代もございます。ですので、その何をもってですね、理想の人口というかというのは、私は非常に難しいというふうに思っております。そういう中でですね、今、現実の問題として人口減少になっているわけですので、やっぱりそれは自分たちが、やっぱり一生懸命いろんな施策も展開もしながら、地域とも一緒になりながらですね、やっぱり人口が少しでも増えていく。また、他所からもですね、地域の方に入って来ていただく、内子に来ていただく。そのためのですね、内子の魅力づくり、そういうのをしっかりやっていくということしかないのかなというふうに私は思います。ですので、理想が5万なのか、10万なのか、1万なのか、それは分かりません。ですから、今言いましたようにですね、しっかりとまちづくり、魅力あるまちをつくっていく。それに尽きるんじゃないかなと私は思います。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。2020年の内子町の人口分布を見ると、65歳以上が6,267人で、高齢化率が約40%となっています。消滅可能性都市の指標となる20歳から39歳の女性が1,046人と約7%であり、今後の内子町の存続を考えていくには高齢化率をいかに下げていくか。そして、子育て世代を増やし、出生数をいかに上げるかということに尽きると思います。

そこで、（2）の質問ですが、移住定住対策のターゲットを絞ってはよいのではと考えますが、町長いかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） はい。ただ今のご質問でございますけれども、人口構成を考慮した移住・定住施策を行うことは重要だと考えており、高齢化が進んでいる状況を踏まえ、現在、子育て世代、働き手世代をターゲットの中心に据えた移住促進施策を展開しております。

具体的には、南予子育て移住促進協議会に加入し、子育て世帯をターゲットとした移住相談や移住体験ツアーなどを実施しております。また、仕事を切り口として将来的な移住につながるため、お試しテレワーク事業やワーケーションの受け入れ事業など、働き手世代をターゲットとした事業も実施をしております。その他にも、地域おこし協力隊を検討している方をターゲットとした首都圏での相談事業を実施するなど、今後とも現役世代にターゲットを絞った事業も積極的に展開することで、移住・定住の促進を図って参りたいというふうに考えております。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ターゲッティングが重要ということで、先程の理想の人口と申しましたが、理想であるのは人口じゃなくて人口比率であると私も考えます。もう高すぎる高齢化率を下げ、若い世代を上げて、子育て世代を上げて子どもが増えれば、人口増というよりは、先程、同僚議員も質問しました学校問題等も解決するのでは、存続できるんじゃないかと思っておりますので、引き続き、重要という意味を持って取り組んでいただけたらと思います。

人口減少対策を掲げて特殊出生率が上がっている自治体などは、軒並み子育て支援を実施しております。これは前回の時、宜野座村の例を出して質問したと思いますが、11月末に誕生した新松前町長も、将来的な人口減少対策として子育て支援に向けた各種無償化を施策にしております。前回の一般質問で立地条件的には悪くないという答弁をいただきましたが、松山市の郊外と考えた場合、松前町に子育て世帯が流出することも懸念されます。最近では大洲市も魅力的だといった声も耳にし、その理由として市の情報がLINEに入るからと言っている人がいました。ホームページなどから情報を終えていた時代から、SNSが情報源に変わっているので、興味がある人が情報を取りに来るという考えを変え、こち

らから情報を発信し興味を持ってもらう必要があると思います。若い世代をターゲットにという観点からも、内子町の公式LINEで情報を発信してはいかがでしょうか。

○町長（小野植町長） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植町長） はい。私の町についてもですね、子育て支援、今までも行ってきましたが、これからもですね、継続して取り組んでいくつもりであります。LINEについてはですね、実は今、検討しているところでございます。そういう情報をですね、これも登録はしていただかないといけませんけれども、そういったこともですね、現在、検討しているところでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。私もですね、1年ぐらい前から大洲市のLINEを登録し、総務課長の方にもこういったものがありますと。先日、情報を得て、宇和島市の方のLINEもちょっと登録してですね、内子町もこういった情報を発信していくと住民サービスに繋がるのかなあってなりますので、他の行政区ではあるんですが、担当の方はLINE登録、大洲や宇和島と、ちょっと内子町の参考にしていただけたらと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。現在の町民からも、今後、住民になるような関係人口からも、これからは選んでもらうということが必要になってくるかと考えます。

そこで、（3）の質問ですが、I、U、Jターン者から選んでもらうため、他の自治体と一線を画す町独自の施策は何か、町長に伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。内子町では、町のまちづくりに興味、関心を持っていただき、その取り組みの歴史や成果を共有し、内子町が目指す将来の姿に共感していただける方に移住していただくということを第一に考えて、移住促進に取り組んでおります。このことから、ご質問の他の自治体と一線を画す独自の取り組みを考えますと、例えば、八日市・護国の町並みや内子座に代表される伝統的建造物の保存活用であったり、環境や景観に配慮したまちづくりの推進であったり、全国モデル道の駅に選定された「からり」の取り組みなど、こうしたまちづくりの歩みそのものが、他の自治体と一線を画す内子ならではの独自性だろうと考えております。

今後においても、ゼロカーボンシティ宣言に即した脱炭素に向けた実践、歴史的風致や自然を活用した内子らしい取り組みなどを進め、多くの方に紹介しお伝えしていくとともに、子育てや教育の環境、交通や仕事、食や健康、福祉に関することなど、足下の情報も発信することで、内子のまちづくりや町の魅力を理解していただき、これらに共感をし、ともに内子の未来を創造していただける方に、内子を選んでいただきたいという思いで移住促進を図って参ります。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 選んでもらうには、やはり他より抜きん出ているものということが必要になってくるんじゃないかと。選ぶ側はやはり比べて選んでいくと思いますので、引き続き町の魅力、そしてその魅力をいかに他より良く見せるかというところを、引き続き取り組んでいただき、先程も言いましたが、情報発信の方法も考え、より多く選択してもらうように今後ともよろしく願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

2. 町内の景況感の質問ですが、賃金が上がらない中での前年度から続く値上げラッシュや、電気料金や燃料代の高止まりと生活費が増え、暖冬予報の今シーズンですが、町民の懐事情は寒く、厳しいものであると察します。

そこで、（1）ですが、町民の景況感はどうなのか、町長に伺います。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一税務課長） 「町民の景況感は。」とのご質問ですが、町独自に景況感や経済動向を取りまとめた資料や見解はございませんが、個人町民税の調定額について令和4年度とコロナ禍前の平成31年度を比較してみますと、わずかではございますが、約960万円ほどになりますが増加しております。

町税を見る限り、大きな所得の減少といったものは見受けられませんが、直近ではロシアによるウクライナ侵略も相まって、電気、ガス料金の値上げや、物価高騰などの負担も過重となっていることから、町民の家計の景況感といったものが弱いのではないかというふうに思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。先程の答弁ですと、納税額が増えているということは、町民の所得は増えていると理解されていることでよろしいでしょうか。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹税務課長。

○税務課長（大竹浩一君） はい。その通りでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） それではですね、前回の全協でもちょっと言わせてもらったんですが、国の方は、国が企業と比べて、民間企業の給料が上がって所得が上がっているから、国家公務員の給料上げますと。愛媛県の方も、県内の企業の調査をして賃金が上がっているのので上げますとなりましたが、内子町はなぜ内子町内の有名企業、代表する企業の方の所得ですね、各年齢の所得であったり新卒の所得であったりってところを調査しないのか。調査

をして、町職員の給料、ボーナス等に、その給料やボーナスっていうものの判断材料にしないのかということをやっと伺いたいんですが、お答えをお願いします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。この件につきましては、全員協議会の時にもご説明させていただきましたけれども、国においては人事、また県においては人事委員会というのがございまして、こちらの方が公務員についての給与の検討を行っております。それで勧告をするものでございます。内子町には、当然、人事も人事委員会というのもございませんで、そこに準じて行っているというのが現状でございます。

○議長（久保美博君） 城戸司議員に申し上げます。ただ今の発言は、通告書外に渡っていますので注意をします。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 町民の景況感ということで、やはり消費であったり、所得であったりっていうのが町民の景況感になってくるのですが、そこで市場調査というもの、町民が苦しんでいるかっていうところはやっぱり理解しないと。町民とかけ離れているところで、苦しんでいるっていうのを理解しないわけであると、ちょっとかけ離れてしまうんじゃないかなど。私、もともと公務員で、その時にちょっと言われたことが、公務員は民間の方たちと思想がかけ離れてはいけないということから、民間が苦しいときっていうのは自分たちの給与を上げるのは最後に上げると。民間が苦しくなり始めるっていう時は、いち早く身を切っていくっていうような考えを持っている方がおられました。そういったところから、しっかりと町民の意見というところを聞いてしっかりと判断材料にしないと、「納税額が上がっているんで景況感は下がっていない。むしろ景気は上がっていると考えます。」と言われると納めたくない、税金を。勝手に、言ったら設定されて、税率を設定されて取られていくであったりとかっていう考えを持っている方が、電気代やガソリン代が上がって生活費の負担が上がっていて、今まで使えていた分のお金が使えない。これも景況感が下がっていると思います。物価高によるといったところを判断材料に加味しないと、ただ納税額一つで、「町内の景気は良いと思います。町民は苦しんでないと思います。」っていうのはちょっと。そういった考えで皆さん、公務員、理事者の方は座っておられる。町民と格差が離れているけど、私たちはあなたたちのことを感じられないというような発言と捉えてしまうんですが、それは違うと思うんで、まあ、ちょっと一言、弁明も含めてお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植町長） これはですね、先程申し上げましたように、税務の方で掴んだ数字をですね、未定の回答をさせていただきました。その後には、実際はということですね、付け加えもさせていただいております。また、事業所についてはですね、この後また2番目

のご質問ですかね、そこでも述べさせていただきますので、とりあえずは実際こうなっていますよということを述べさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思います。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） それでは早速、言われた（2）の方に移りますが、政府が異次元の経済対策を掲げ、影響、景気が良くなれば賃上げに向かうと感じます。ですが、原材料の高騰や取引先が値上げに応じないなどといったことから、町内事業所は厳しい状況であると察します。（2）の質問ですが、町内事業所の景況感はどうなのか町長に伺います。

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 議長。

○議長（久保美博君） 畑野町並・地域振興課長。

〔畑野亮一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（畑野亮一君） 町内事業所の景況感について、11月現在で町内31の事業所及び組合等にヒアリングをいたしました。その結果、「良くなっている、あるいは上向き傾向」と回答した事業者等が9、「悪くなっている、下降している」と回答した事業者等が6、横ばいと回答した受業者等が16という結果になりました。平均すると、横ばいということになるかと思いますが、良くなっているという回答が悪くなっているという回答を上回っており、その点は良い傾向かと考えます。ただ、売り上げが上がっているところも、仕入れ価格やエネルギー価格の高騰で収益には繋がっていないという回答もあり、一概に良い、悪いの判断はできないと考えます。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。先程の答弁でも、やはり仕入れ価格やエネルギー価格の高騰で良くなっていることは一概に言えないということで、原材料の高騰による町工事の入札不調というのが、今年度目立っているのかなというふうに感じます。町工事の場合、建設業者の取引先というのは町ということになると思うんですが、取引先が値上げに応じないと先程言いましたが、町は収まらない物価高に対して、工事単価見直しっていうものを配慮したりとか、こちらから、向こうが言いにくいんだったら、こちらから提案してといった救いの手を伸べるといったような感じで、しっかりと町内事業者の苦しい物価高に対して取り組んでいるのか、一言お願いします。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） 議長。

○議長（久保美博君） 谷岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（谷岡祐二君） はい。建設事業単価につきましてはですね、公共で決められた積算単価がございますので、そういった中でルールに従っての設計となります。おっしゃられましたように入札不調とかいうことですね、これは見積もり単価の場合が多いんですけども、そういった中でなかなか売り上げが少ないというようなところにあり

ましては、やはり聞き取り等をいたしまして、実際の取引価格ですね、そういった単価等も検討しながら単価設定をしていくというようなことで、しっかり業者様に不利益といいますか、そういったものが出ないような形での積算に努めておるところでございます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 物価本みたいな感じで単価が決まっていると言われましたが、平米によって違ったりもしたりするので、一概にそれを鵜のみにするわけではなく、しっかりと業者ヒアリングして、苦しいときには助け合うということを念頭に仕事に取り組んでいただけたらと思います。

それでは、最後の方に移っていくんですが、記録的な円安や世界中での物価上昇で、外国人労働者も時給2,000円にならない日本ではなく、他の国へシフトチェンジしているといった話も耳にします。そういった暗い状況であるにもかかわらず、大手石油取引会社や大手電力会社からは、国の補助を受けつつも過去最高益の報告をしています。国の施策は国民に届いてなく、国や県の支援が届かないところにも、町は目も手も行き届くと思います。町長あいさつにもありましたが、国からの交付金をしっかりと町民に届けていただければと期待し、最後の質問の止まらない物価上昇に対する施策を町長に伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「物価上昇に対する施策は。」ということでございますが、この物価上昇に対する対策でございますけれども、国の「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」の中に、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設され、この重点交付金を活用し、様々な施策を展開してきたというところであります。その事業内容につきましては、過去の議会等でもご説明申し上げ、お認めいただいておりますので、議員もご承知のことと思っております。

例を挙げますと、物価高騰の影響を受けている町民全員に「内子町生活応援商品券」を配布する事業でありますとか、燃油価格高騰の影響を受けている運輸事業者等に対し、経営の安定化と事業継続を図るために支援金を給付する事業。また、配合飼料価格の高騰に苦しむ畜産農家の経営継続を支援するための支援事業や、物価高騰の影響を受けている医療福祉施設や児童福祉施設に応援金を給付する事業。さらには、物価高騰により生活費が増大している子育て世帯を支援する事業や、低所得者の生活を守るための非課税世帯等への給付金を支給する事業など、幅広く物価上昇に対する施策に取り組んできたところであります。

今後の対応につきましては、政府が先日「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を閣議決定し、その裏付けとなる補正予算が臨時国会において11月29日に可決されたところであります。その中に「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」が計上されておりますので、それらを活用することで、引き続き物価上昇への対応を図って参りたいと思っております。

ます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 「物価高騰対策重点支援地方創生交付金」、町長あいさつにもございましたが、これ国が言った低所得世帯に対する7万円の交付金であるとか、国が言って、町長が挨拶で上げたこと以外、独自で他のところ等っていうことは、特には考えていないということで、現時点ではよろしいですか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。国の方で言われております低所得者世帯への7万円寄付、これとですね、あと、それぞれの地方自治体で独自の取り組みをする施策に使ってくれというのとですね、二本立てになっております。当然、その7万円の給付についてはですね、これはもう国の指示といいますかね、それはきっちりやっていくわけなんですけれども、それぞれの地方でというものについてはですね、今ちょっと内容をですね、まとめておりますので、まとめ次第ですね、また議員の皆様にもご説明申し上げ、ご理解をいただきたいと思って、今、準備をしておるところです。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） ありがとうございます。12月ですので、小野植サンタに町民にすてきな施策のプレゼントを期待したいところですが、時間の都合上サンタになれなくても、小野植福の神として、町民にとって来年を良い年にさせていただくことをお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上で、本日の予定は全て終了しました。

次の本会議は、12月14日、午後2時に開会します。本日はこれで散会いたします。

午後 2時45分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和5年12月第138回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和5年12月4日（月）
○開会年月日 令和5年12月14日（木）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員（0名） なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	大 竹 浩 一 君	保健福祉課長	久保宮 賢 次 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	谷 岡 祐 二 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	畑 野 亮 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第18号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

_____ 番 _____ ・ _____ 番 _____

- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について
- 日程第10 議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第11 議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第90号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第17 議案第94号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 発議第 4号 パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議について
- 日程第19 発議第 5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- 日程第20 受理第 3号 保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める請願
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第22 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで

午後 2時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、森永和夫議員、7番、菊地幸雄議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第18号）」のとおりであります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第3 議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。去る12月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第79号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について「議案第79号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。本議案は、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「給料表の改正に併せて、休日勤務や時間外勤務をした場合も同様に改正されるか。」との問いに対し、「職員が休日勤務や時間外勤務した場合には、改正された給料表の基本給の額に定められた率を計算して時間外勤務手当を支給することになる。」と答弁がありました。

採決の結果、「議案第79号」は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第79号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第79号」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第79号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第4 議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。去る12月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第80号 内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について「議案第80号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容及び質疑等についてご報告いたします。本議案は令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第80号」は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第80号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第80号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第80号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第5 議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。塩川まゆみ委員長。申し訳ありません。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。去る12月4日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第81号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配布いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について「議案第81号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「人事院勧告により特別職の報酬が改訂される法的根拠はないため、報酬を改定する場合には報酬審議会を開催して決めるべきでは。」との問いに対し、「勧告に従うのは民意としては理解が得られているものと考えて対応してきたが、理解が得ら

れる方法について内部でも考えてみたい。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第81号」は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第81号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第81号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第81号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6 議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第6 議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。去る12月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第82号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配布いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第82号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては、「条例上、議員は報酬となっているが、一般企業では報酬の改正などは役員会を開催して決めるが、議員報酬はそういった審議過程なしで改正しても法的

には問題はないのか。」との問いに対し、「今回の改正については条例に規定されているので改正は可能だと考える。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第82号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第82号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第82号」は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第82号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7 議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第7 議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。去る12月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第83号 内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては配布いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、「議案第83号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町営五十崎プールを閉鎖することに伴い、内子町営五十崎プール条例を廃止するものです。

委員の質疑においては、「更地になった跡地利用について、例えば本庁駐車場は満杯になることが多いので駐車スペースにしてはどうか。」との問いに対し、「跡地の利用については現在、検討中であるが、来年については、たちまちイベント活用もできるような駐車場として利用したいと考えている。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第83号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第83号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第83号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第83号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について

日程第 9 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について

○議長（久保美博君） 「日程第8 議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」、「日程第9 議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」、以上2議案を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。去る12月4日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第84号 愛媛県市町総合事務組合理約の変更について」、「議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」の2件について審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては配布いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について「議案第84号」、「議案第85号」は原案のとおり可決すべきものとするものでございます。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。2議案は、いずれも令和6年3月31日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市が日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民、その遺族の生活の共済に関する共同処理事務組合から脱退することに伴い、規約の変更と財産処分について議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「事務構成団体から県内の市が全て脱退したが、人口減少が進む中で県内の町のみで将来的に事業が成り立つのか。」との問いに対し、「令和4年度事業で掛け金収入が約1,500万円、見舞金支出が約630万円あり、掛け金の中で見舞金が支払われている。さらに基金が約2億円あるので、当面は財政運営については心配ないと考えている。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第84号」、「議案第85号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第84号 愛媛県市町総合事務組合規約の変更について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第84号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第84号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第84号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第85号 愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第85号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第85号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって、「議案第85号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10 議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について

日程第 11 議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 12 議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第 13 議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第 14 議案第90号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

日程第 15 議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 「日程第10 議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」、「日程第11 議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」、「日程第12 議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、「日程第13 議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第14 議案第90号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」、「日程第15 議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」以上、補正予算6議案を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永予算決算常任委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告申し上げます。去る12月4日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました6件の補正予算について、12月8日に委員13名出席のもと各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全6議案、原案のとおり可決すべきものでございます。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

「議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1億2,145万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を115億6,802万8,000円とするものです。

「一般会計補正予算（第9号）」に充当する財源は、国県支出金4,147万8,000円、地方債580万円、その他特定財源295万円、一般財源は7,122万6,000円の増額となっています。

今回の補正予算は、人事院勧告に伴う人件費の調整と、まちづくりの柱としている「子育て支援」、「ふるさと教育の推進」、「災害対策」、「魅力ある風景や生活の基盤整備」等について予算化しているものであります。

主な歳出ですが、2款総務費では、郵送料が不足する見込みから通信運搬費を123万5,000円増額補正しており、委員から「通信運搬費が不足する原因は物価高騰によるものなのか。」との問いに対し、「当初、予定していなかったアンケート調査を実施したため、郵送料がかさんだことが主な要因である。」との答弁がありました。

4款衛生費においては、家庭用蓄電池等の補助金の申請件数が増えたことから136万8,000円を増額補正しており、委員から「家庭用蓄電池の補助金額が充分でないとの声を聴くが、温暖化防止対策として補助率を増やし、補助金の活用を進める必要があるのでは。」との問いに対し、「ゼロカーボンに向けて補助率の改定は重要な要素ではあるが、蓄電池等は販売価格にかなり幅があるなど課題があり、当面は同じ補助率にしたい。」との答弁がありました。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金事業の交付金額確定により補助金を46万9,000円増額しており、委員から「交付金増額の要因は。」との問いに対し、「集落が2カ所増えたことによるもの。」との答弁がありました。

8款土木費では、緊急除雪作業にかかる報償金を50万円計上しており、委員から「新規に創設される緊急除雪作業制度の住民周知方法は。」との問いに対し、「予算を認めていただければ、すぐに回覧等で周知するよう準備を進めている。」との答弁がありました。

10款教育費では、「小田分校の高校生に学校給食を提供しているが、内子高校本校への提供はできないのか。」との問いに対し、「給食の提供は能力的に可能であるが、学校側の希望や施設の整備、またセンターの人員確保など、総合的に判断しながら進めていきたい。」との答弁がありました。

その他、補正予算について多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出それぞれ1,697万8,000円を追加し、総額を21億2,368万円9,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第87号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2,059万4,000円を追加し、総額を28億9,139万円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第88号」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ19万円を追加し、総額を1,396万2,000円とするものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第89号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第90号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ23万円を追加し、総額を4,196万5,000円とするものです。

委員から「多くの入寮生を見込み、一般会計から1,800万円の繰入金を予算化しているが、現在の入寮生の状況を考えると減額補正が必要なのでは。」との問いに対し、「当初予算では55人の入寮生を見込んでいたが入寮したのは34人であったため、3月の補正予算で減額する予定である。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第90号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、収益的収入及び支出の補正として人事院勧告等による総係費、資産の除却等により55万9,000円を追加し、収入・支出それぞれ2億7,952万8,000円としています。資本的収入及び支出の補正については、浄化センター定温乾燥機購入により23万7,000円を追加し、収入を2億576万9,000円、支出を2億5,662万2,000円としています。

委員から「定温乾燥機の使用頻度は。」との問いに対し、「水質検査は毎日実施しているので、毎日使用している。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第91号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第86号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第86号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第86号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第87号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第87号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第87号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第88号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第88号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第88号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第89号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第89号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第89号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第90号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第90号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に「議案第91号 令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。よって「議案第91号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（久保美博君） 「日程第16 議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは「議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）について」ご説明申し上げます。

議案書2-2、補正予算関係をお手元にご用意ください。

1ページをお開きください。「令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）」の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,985万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億9,787万9,000円と定めるものでございます。

6ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書です。表中右側、一般会計補正予算（第10号）の財源を示していますが、国県支出金2億3,451万4,000円の増額、一般財源466万3,000円の減額となっております。

今回の補正は国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰により影響を受けた生活者支援のため、低所得世帯に対し給付金の支給を行うことにより低所得者の生活の下支えを行う「内子町生活・暮らし支援特別給付金事業」として1億9,106万2,000円。配合飼料価格高騰に苦しむ町内畜産農家の飼料コスト低減や収益確保の取り組みを支援することで農家の自助努力を引き出し、配合飼料価格高騰化において経営継続を支援する「内子町畜産配合飼料価格高騰対策支援事業」として404万4,000円。物価高騰を受けながらも安定的なサービス提供を継続している医療・福祉施設等に対し、物価高騰の影響の軽減を図る「内子町医療福祉施設等物価高騰対策支援給付金給付事業」として570万円。物価高騰により光熱水費等の運営経費が増大した児童福祉施設に対し応援基金を給付することで負担を軽減する「内子町児童福祉施設物価高騰対策支援給付金給付事業」として35万円。物価高騰により生活費が増大している児童を養育する保護者の負担軽減を図ることを目的に臨時の給付金を支給する「内子町子育て世帯生活応援臨時給付金」として2,198万9,000円を計上しております。また、洪水による河川災害から住民の命を守るため防災マップを改定する業務委託670万6,000円を計上しております。財源は、社会資本整備総合交付金と一般財源としております。

以上、「議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）」についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第93号」は予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。よって「議案第93号」は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後 2時 46分 休憩

午後 3時 35分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

「日程第16 議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）」

○13番（林博君） 消えとる。マイクが消えとる。

〔久保美博議長、マイク調整〕

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

「日程第16 議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永予算決算常任委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） ご報告申し上げます。本日の本会議において予算決算常任委員会に付託されました「議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、「議案第93号」は原案のとおり可決すべきものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第93号 令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）」につきましては、歳入歳出それぞれ2億2,985万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億9,787万9,000円とするものです。

「一般会計補正予算（第10号）」に充当する財源は、国県支出金2億3,451万4,000円の増額、一般財源466万3,000円の減額となっています。

令和5年11月2日付で「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定され、11月29日に補正予算が臨時国会において可決成立した「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の事業費及びハザードマップ修正事業費として計上されるものであります。

委員から「今回の事業は国が示した推奨メニューのみ実施するようだが、例えば町独自の視点を活かしたメニューは実施可能なのか。」との問いに対し、「国が示した物価高騰対策の大きな柱に沿うものであれば、町独自のメニューも実施できる。」との答弁でした。

討論では、「今回の事業は物価高騰で困窮している世帯への支援が目的であると考えため、さらに重点的に困窮世帯への支援を実施すべきだ。」との反対討論がありました。

採決の結果、「議案第93号」は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 委員長報告に対する質疑を省略します。森永委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。私は本案に反対すべきという立場から反対討論をします。今回の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする内子町が独自の推奨事業メニ

ユー分として示された事業のうち、0歳から18歳までの子どもすべてに所得制限なしで一律で1人あたり1万円を給付する事業には反対です。

今回の交付金の主な目的は物価高騰に困窮している方々への重点支援とされています。そうであるならば、所得制限なしに一律に子どもに給付するのは目的に沿わないと考えます。また、1人あたり1万円という少ない金額では物価高騰対策としての効果はほとんどなく、気休め程度と言えます。元々、今回の非課税世帯への給付金は来年6月に予定している所得税、住民税の減税4万円の対象とならない可能性のある、物価高騰に特に苦しんでいる可能性の高い非課税世帯及び住民税均等割の課税のみ課税世帯も報道されていますが、こういった世帯に7万円を給付し、さらに非課税世帯の子どもには1人あたり5万円を給付するというものです。今回の給付金の目的に照らせば、給付の対象世帯にならない非課税基準等より少し所得が高い世帯に対して給付するのが望ましいと思います。生活保護基準や住民税非課税世帯よりも所得水準が少し高いことから様々な支援の対象とならずに生活に困窮している低所得世帯がある。いわゆる逆転現象があると言われていています。町内でも、こうした基準よりわずかに所得が上回っており、支援の対象から外れて生活が苦しいと言われる方の声をたくさん聞いています。今回はもう間に合わないかもしれませんが、今後、物価高騰が続き、同様の交付金が出される可能性もあるかと思いますので、今後の参考のためにも望ましい給付金のあり方としてのメニューを3つ提案します。

最も優先順位が高いと考えるのは、今回の給付対象から外れる世帯のうち、病気や怪我、予期せぬ失業などで家計が急変し、所得が一定程度下がっている世帯に対して重点支援の対象として、申請により給付金3万円を支給するものです。基準は住民税非課税基準の1.5倍相当までとします。

次に優先度の高いのは、いわゆるひとり親世帯です。この中でもひとり親が対象の児童扶養手当受給世帯に対して、国のみならず町単独としても臨時給付金を支給してきました。日本のひとり親の子どもの相対的貧困率は約50%と言われ、諸外国に比べて著しく低く最下位レベルであり、緊急に対応すべき課題と指摘されています。子どもの貧困は国際的には人権問題と言われます。今回、岸田政権による「異次元の少子化対策」と称されるメニューのひとつに児童扶養手当の年収上限額の引き上げが入っています。児童扶養手当の基準より少し所得は高いが支援が必要とされるひとり親世帯があるということです。よって、今回の給付対象世帯を除いたひとり親世帯に一律に3万円を給付することを提案します。

その次の優先順位としては、先程の支援対象の基準を少し上回る低所得世帯への給付です。住民税均等割の所得基準は、所得割、均等割りの両方非課税の世帯の基準に比べて、世帯人数に応じて1.18倍から1.4倍の水準にあります。よって、給付の対象を非課税基準の1.5倍をひとつの目安として世帯あたり3万円の給付とします。対象世帯数に応じた予算がどの程度必要か分かりませんが、国からの交付金の限度額になるべく近い範囲に収まるように非課税基準の倍数を変えても良いと思います。今回の国が交付金の対象と決めた住民税均等割のみ課税世帯等への給付は速やかに対応することが望ましいことから。す

みません。住民税均等割ではなくて、住民税非課税世帯への給付は速やかに対応することが望ましいことからこの分の補正予算には賛成しますが、子どもがある世帯に一律に給付するこの事業について反対することから、本予算案には反対すべきとし、反対討論を終わります。以上です。

○議長（久保美博君） 次に、賛成者の発言を許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） 私は賛成の立場で討論いたします。やはり、子どもは各家庭の宝であり、また地域の宝であり、また内子町にとってはこれだけ少ない子どもの中で、これからの施策をしていく中では町の宝でございます。その給付の仕方についてはいろいろ考え方がありますがけれども、どの子どももやはり、それをもってもらえる家庭は今回の物価高に悲鳴を上げておられると思います。所得の制限もあるかもしれませんがけれども、どの子どもたちも、ある程度はこの物価高に対する補助の恩恵を受けるべきは正しいことだと私は思い、賛成をいたします。

○議長（久保美博君） 他にありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第93号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 賛成多数です。よって、「議案第93号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第94号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第17 議案第94号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第94号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、子育て世帯にさらなる経済的負担の軽減及び次世代の育成支援を図るため条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますよう、お願いいたします。

○税務課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹税務課長。

〔大竹浩一税務課長登壇〕

○税務課長（大竹浩一君） それでは、「議案第94号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」 ご説明申し上げます。

議案書1－2の1ページをお願いします。

提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減及び次世代の育成支援を図るため、内子町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正条文は、次の2ページから4ページとなっております。

説明資料といたしまして、議案説明資料4－2の1ページから2ページに、新旧対照表をお示ししております。

改正内容につきましては、次の3ページの「産前産後期間の保険税の軽減措置の概要」にて説明させていただきます。

まず、改正の趣旨ですが、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割及び所得割を軽減するというものです。

次に、改正の概要ですが、大きく2つありまして、まず1つ目は、第22条第3項において出産被保険者に係る均等割と所得割の軽減対象期間についてで、表枠内に記載のとおり、単胎妊娠の場合、出産予定月の1か月前から出産予定月の次の2か月後の計4か月間、また、双子などの多胎妊娠の場合は、単胎妊娠に比べて母体への負担が大きいことから、出産予定月の3か月前から出産予定月の次の2か月後の計6か月間、均等割と所得割を月数に応じて軽減するというものでございます。イメージとしまして、表中、黄色の付いた部分が軽減対象期間となります。参考といたしまして、資料の右側に均等割の試算例を例示しておりますので、お目通しをお願いいたします。

左側の中段、二重丸の部分にかえりまして、令和5年度につきましては、産前産後の保険税軽減措置の施行が令和6年1月と年度途中となるため、令和6年1月以降に軽減対象月がある場合が対象となり、具体的には令和5年11月1日以降の出産被保険者が軽減措置を受けられるようになり、下記の表のイメージとなります。

なお、所得割についても、均等割同様、軽減対象期間の月数に応じて軽減されることとなります。

2つ目は、第22条の4において、出産被保険者に係る届出についてで、出産被保険者の氏名、住所、出産の予定日などを記載した届出書を提出することを定めております。

最後に、本改正は令和6年1月1日から施行されます。

以上で「内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第94号」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。従って、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 18 発議第4号 パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議について

○議長（久保美博君） 「日程第18 発議第4号 パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議について」を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） それでは、お手元にあります「発議第4号 パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議について」提案させていただきます。

パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議を、別紙のとおり内子町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をする。

令和5年12月14日提出。

提出者 内子町議会議員 森永和夫。

賛成者 内子町議会議員 向井一富。関根律之。塩川まゆみ。城戸司。

提出の理由 イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突により、パレスチナ・ガザ地区において、人命が深刻な危機的状況にさらされているため、この紛争に関わる全ての当事者に対し国際法遵守を求めるとともに、日本政府に対し紛争の平和的解決に向けた役割を果たすよう決議するものである。

次のページをご覧ください。

パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議。

10月に始まったパレスチナの武装組織ハマスとイスラエル軍による武力衝突によって、多数の子どもを含むガザ地区の民間人が犠牲となっている。長引く軍事行動はガザ地区全域に甚大な被害をもたらし、当地は食料や水、医薬品などの生命維持に必要不可欠な物資や、安全な生活の場、適切な医療の提供機会などが失われ、深刻な人道的危機に陥っている。一般市民への攻撃や非人道的行為を禁じた国際法の間からも大きく逸脱した由々しき事態である。

日本国憲法前文は、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と掲げている。

よって当議会は、即時停戦と当事者による確実な国際法遵守を強く求めるとともに、日本政府に対し、医療や物資の支援等、人道危機の早期改善に全力で取り組むこと、さらに、紛争の平和的解決に向けてリーダーシップを発揮することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月14日

愛媛県内子町議会

以上、提案させていただきますので、議員の皆様方のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。森永和夫議員、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「発議第4号」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

○議長（久保美博君） 「日程第19 発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

〔塩川まゆみ議員登壇〕

○2番（塩川まゆみ君） それでは、お手元にあります「発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」について提案させていただきます。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

令和5年12月14日提出。

提出者 内子町議会議員 塩川まゆみ。

賛成者 内子町議会議員 森永和夫、向井一富、関根律之、城戸司。

提出の理由 男女平等を実現し、すべての人が尊重される社会を作るために、司法制度や立法政策との関連課題等が解決されるよう環境整備を進め、速やかに女性差別撤廃条約の選択議定書を批准するよう求めるものである。

次のページをご覧ください。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。

1999年、第54回国連総会において、女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、本条約の選択議定書が採択された。2023年12月現在、本条約締約国189か国のうち115か国が批准している。

日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准して38年が経過しているが、国連女性差別撤廃委員会から、2003年、2009年、2016年と繰り返し選択議定書の批准を求められながらも、未だ批准していない。

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数2023」では、日本は146か国中125位であり、男女平等社会の実現に向けたさらなる取り組みが急務である。

選択議定書には、条約に定められる権利が侵害された場合に、個人等が国連女性差別撤廃委員会に通報できる「個人通報制度」と、信頼できる情報を得た事案等について国連女性差別撤廃委員会が当該国の協力の下で調査を行うことができる「調査制度」が定められており、女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性を確保する上で重要な役割を果たしている。

この選択議定書を批准することによって、女性差別撤廃条約締結国は、女性の人権侵害の救済と人権の保障をさらに強化することができる。

2020年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

よって、国においては、司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約の選択議定書を速やかに批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

愛媛県内子町議会

以上、提案させていただきますので、議員の皆様方のご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川まゆみ議員、席にお戻りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。私は討論を行います。まあ討論をするということは反対という立場であります。

今回の意見書において、先日開かれた全員協議会で提出案を見せていただき、また提出議員への質問もしました。その中で、なぜ日本は批准をしないのかということも尋ねたんですが、提出された議員からも、そのところははっきりとしたことが分かっていないというようなことではありました。そして、私、女性差別撤廃条約選択議定書とはどういったものか詳しく調べずに反対も賛成もするわけにはいかないということで、ちょっと調べてみました。

それは「条約に定めている権利について侵害を受けたと主張する個人が国連の女性差別撤廃委員会に通報し、委員会としての通報に対する見解を締約国に通知する制度、いわゆる個人通報制度を定めたものです。」と、先程議員が言われたことではあります。委員会の見解には法的拘束力はないということですが、基本的に締約国は見解へのフォローアップを求められます。また、令和2年12月25日に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では、女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討をすべきと明記されているということです。国は、検討に当たっての課題として、国内の確定判決とは異なる内容の見解、あるいは通報者に対する損害賠償や補償を要する見解等が委員会から出された場合にどのように対応するのか、実施体制も含めて検討すべき論点があるということを挙げており、これまでに個人通報制度関係省庁研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備状況や運用の実態などについて調査等を行っているということでもあります。

それでも、私、まだ十分に理解できていないことがありましたので、政府、与党へ「なぜ批准しないのか。」ということを休会中に尋ねてみました。その回答がつい先日、戻ってきました。また長いのですが、その内容を述べさせていただきます。

女性差別撤廃条約選択議定書の締結については、現在も政府において慎重に検討を行っています。締結にあたっては、同制度の受け入れにあたって、我が国の司法制度・立法政策との関連での問題の有無、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しております。現在もこれら課題があり、女性差別撤廃条約選択議定書の締結についての見通しについてはお答えすることは困難であることが現状です。

現在も継続して、関係省庁間での連携を通じて調整を進めている段階であり、個人通報制度を定めている選択議定書への批准には至っていないという経緯があります。

いずれにせよ、政府、与党としては、選択議定書の早期締結に向けて引き続き検討を進めるという立場です。そして女子差別撤廃委員会や国連女性の地位委員会等における意見や議論を踏まえ、女子差別撤廃条約を積極的に遵守し、北京宣言・行動綱領に沿った取り組みを進めてまいります。

また、第5次男女共同参画基本計画の中で、「国際的な議論や関連する政府の取組みについて国民の理解を求めるための情報提供を行うとともに、国連を含む各種国際機関、地方公共団体、民間部門、若者層を含めた市民社会等、全てのステークホルダーとの連携、協力、対話を行う」と明記をしており、引き続きあらゆる分野と議論を深めつつ、検討していく旨を表明しております。

令和4年12月は約3年ぶり「WAW！（ワウ！）2022」を開催し、世界各国から参加者を募り、女性が直面している課題を見つめ、その解決に向けた各国の取り組みの共有をいたしました。多様性と共生社会に立脚した経済成長と平和を日本で、そして世界で実現してまいりますといった回答をいただきました。

また別に調べますと、本年7月の愛媛県の議会においても、女性差別撤廃条約の選択議定書の請願審査が行われており、環境保健福祉委員会が開かれ、審議されております。その中では、令和2年に、先程述べたようなことなんですけど、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」ということであり、国でも真剣に考えられている。批准というのは国の専権事項であるので、国において十分議論が尽くされるべきものであるといった意見が出て、採決の結果、反対。この議定書の速やかな批准を求めることについては不採択となっております。

私がこの反対討論をするからといって、私自身も女性差別を容認するということではありません。男性の役割、女性の役割など、個人ではなく性別によって生き方や働き方が決められてしまうことがない世の中であるべきと思います。性別に関わらず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていく社会を目指すことが大切であると思います。その様な世の中を目指し、政府、与党として前向きに検討、協議しているという今回の本部からの回答を得られておりますので、今のところ政府に対してどのような動向をされるか見守って、その後に判断をしたいと思いますので、今回はこの意見書に対して反対という立場であります。

○議長（久保美博君） 次に、決議に賛成者の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） 私は賛成の立場から討論をさせていただきます。差別に対する認識というものに対して、世界基準、日本の基準、地方、我々内子町の基準というものに差異があってはいけないものと感じております。なので、日本の最高裁で判決が出て、それを国連で覆されることがあってはならないという考えの方もおられるかもしれませんが、世界基準に皆さんの認識を合わせるべきであり、そういったことから女性差別に対しては世界共通の問題であり、批准を求めることに対しては賛成という立場で討論を終わらせていただきます。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「発議第5号」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 受理第3号 保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める請願

○議長（久保美博君） 「日程第20 請願受理第3号 保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める請願」を議題とします。請願の内容については、配布しております請願の写しのとおりであります。

お諮りします。この請願については、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、「請願受理第3号」は産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第22 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。

ここで、小野植町長よりご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり一言お礼申し上げます。

まずは、提案いたしました議案全てお認めをいただき、誠にありがとうございました。審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の主旨、目的に沿って適切に執行して参ります。

さて、エネルギーや食料品価格等の物価高騰は、今後もしばらく続くのではないかと予測されます。町民の暮らしの安定、向上に向け、政府が決定した経済対策を念頭に、必要に応じた支援を実施して参ります。

今年も残すところ約半月となり、慌ただしい時期になって参りました。議員の皆様におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため引き続き、町、行政に対しましてご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げ、町長としての挨拶に代えさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和5年12月第138回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 4時 17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第138回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 4	パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議について	R5. 12. 14	R5. 12. 14	即日原案可決
発議 5	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書	R5. 12. 14	R5. 12. 14	即日原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 79	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 80	内子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 81	内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 82	内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 83	内子町営五十崎プール条例を廃止する条例について	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 84	愛媛県市町総合事務組合理約の変更について	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 85	愛媛県市町総合事務組合の共同処理事務構成団体からの脱退に伴う財産処分について	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 86	令和5年度内子町一般会計補正予算（第9号）	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 87	令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決
議案 88	令和5年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	R5. 12. 4	R5. 12. 14	原案可決

令和5年12月第138回内子町議会定例会

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 89	令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）	R5.12.4	R5.12.14	原案可決
議案 90	令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計補正予算（第1号）	R5.12.4	R5.12.14	原案可決
議案 91	令和5年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）	R5.12.4	R5.12.14	原案可決
議案 92	内子町教育委員会委員の任命について	R5.12.4	R5.12.4	原案可決
議案 93	令和5年度内子町一般会計補正予算（第10号）	R5.12.14	R5.12.14	即日原案可決
議案 94	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	R5.12.14	R5.12.14	即日原案可決

3. 請願

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
令和5年 請願受理 3	保育士配置基準の改善及び保育士の処遇改善を求める意見書	R5.12.14	R5.12.14	閉会中 継続審査

議員提出議案

発議第4号

パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議について

パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議を別紙のとおり、内子町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

令和5年12月14日提出

提出者 内子町議会議員 森永和夫

賛成者 内子町議会議員 向井一富
内子町議会議員 関根律之
内子町議会議員 塩川まゆみ
内子町議会議員 城戸 司

(提出の理由)

イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスの大規模衝突により、パレスチナ・ガザ地区において、人命が深刻な危機的状況にさらされているため、この紛争に関わる全ての当事者に対し国際法遵守を求めるとともに、日本政府に対し紛争の平和的解決に向けた役割を果たすよう決議するものである。

(別紙)

パレスチナ・ガザ地区における人道危機の早期改善を求める決議

10月に始まったパレスチナの武装組織ハマスとイスラエル軍による武力衝突によって、多数の子どもを含むガザ地区の民間人が犠牲となっている。長引く軍事行動はガザ地区全域に甚大な被害をもたらし、当地は食料や水、医薬品などの生命維持に必要な不可欠な物資や、安全な生活の場、適切な医療の提供機会などが失われ、深刻な人道的危機に陥っている。一般市民への攻撃や非人道的行為を禁じた国際法の精神からも大きく逸脱した由々しき事態である。

日本国憲法前文は、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」と掲げている。

よって当議会は、即時停戦と当事者による確実な国際法遵守を強く求めるとともに、日本政府に対し、医療や物資の支援等、人道危機の早期改善に全力で取り組むこと、さらに、紛争の平和的解決に向けてリーダーシップを発揮することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月14日

愛媛県内子町議会

議員提出議案

発議第5号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

令和5年12月14日提出

提出者	内子町議会議員	塩川まゆみ
賛成者	内子町議会議員	森永和夫
	内子町議会議員	向井一富
	内子町議会議員	関根律之
	内子町議会議員	城戸司

（提出の理由）

男女平等を実現し、すべての人が尊重される社会を作るために、司法制度や立法政策との関連課題等が解決されるよう環境整備を進め、速やかに女性差別撤廃条約の選択議定書を批准するよう求めるものである。

（別紙）

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

1999年、第54回国連総会において、女性差別撤廃条約の実効性を高めるため、本条約の選択議定書が採択された。2023年12月現在、本条約締約国189か国のうち115か国が批准している。

日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准して38年が経過しているが、国連女性差別撤廃委員会から、2003年、2009年、2016年と繰り返し選択議定書の批准を求められながらも、未だ批准していない。

世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数2023」では、日本は146か国中125位であり、男女平等社会の実現に向けたさらなる取り組みが急務である。

選択議定書には、条約に定められる権利が侵害された場合に、個人等が国連女性差別撤廃

委員会に通報できる「個人通報制度」と、信頼できる情報を得た事案等について国連女性差別撤廃委員会が当該国の協力の下で調査を行うことができる「調査制度」が定められており、女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性を確保する上で重要な役割を果たしている。

この選択議定書を批准することによって、女性差別撤廃条約締結国は、女性の人権侵害の救済と人権の保障をさらに強化することができる。

2020年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。

よって、国においては、司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約の選択議定書を速やかに批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月14日

愛媛県内子町議会
